

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成26年12月17日（水曜日）

経済建設委員会

日時 平成26年12月17日（水曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、環境部、建設部

第189号議案	「質疑・討論・採決」
第190号議案	「質疑・討論・採決」
第191号議案	「質疑・討論・採決」
第209号議案	「質疑・討論・採決」
第211号議案	「質疑・討論・採決」
第212号議案	「質疑・討論・採決」

2 請願・陳情の審査

- (1) 「愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における堆肥化中間処理施設の操業問題について新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理業許可に反対する意見書提出を求める請願書」 「質疑・討論・採決」
- (2) 「新城南部企業団地への産業廃棄物中間処理施設設置進出計画に対する他地区への移設協議について（陳情書扱い）」 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 滝川健司 副委員長 白井倫啓
委員 打桐厚史 山崎祐一 山口洋一 夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業・立地部、環境部、建設部の副課長職以上の職員

参考人 山本拓哉、白井尚夫

参考人の補助者 川村和司、川合守

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において本委員会に付託されました第189号議案から第191号議案まで、第209号議案、第211号議案及び第212号議案の6議案、並びに議長から送付されました、請願及び陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第189号議案 新城市東日本大震災被災企業等支援条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第189号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第189号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第190号議案 新城市鴨ヶ谷墓園の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第190号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第190号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第191号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第191号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第191号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第209号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 それでは、ビル保全グループが今回の指定管理に当たって提出しました資料に基づきまして質疑させていただきます。

一つ目です。運営計画の中にですね、施設

管理に関する基本的な考え方というのがあります。その中で施設の特性を生かした地域経済への貢献という項目があります。1点ずつ、質疑します。

地域との連携には、特別な配慮を行っています、とありますが、特別な配慮の具体的な対応というのはどのようなものか、お伺いします。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 御質問の特別な配慮についてお答えさせていただきます。地域に対しては、まず、1点目は雇用でございます。雇用につきましては、この指定管理における事業におきましては、地域に対して大きな影響を与えます。特に雇用につきましては、地元の人を採用し、特別な配慮をしているということが大きな点でございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 地域との連携ということで、大きく捉えていたわけですが、雇用以外のところはないというような理解をさせていただくのですが、新城市としてですね、8,000万円を超える指定管理料を払いますので、地域との連携という点では、山びこの丘とゆ〜ゆ〜ありいな、これが地域にどのように役割を果たすかという点も、大きな配慮ではあると思うんですが、再度お伺いいたしますが、雇用以外に地域との連携はないという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

地域経済への貢献、施設の特性を最大に生かしたかかわり方の方策としましては、まず1点目は、特に山びこにおきましてはですね、地元野菜を使用した宅配弁当や、また収穫物の販売、また施設を利用したさまざまな活動をして農業のサポート、地元の協力体制を築いております。また、ゆ〜ゆ〜ありいなにお

きましては、観光地に立地し、天然温泉を利用したお風呂と全国でも珍しい温泉プールということが併設されておりますので、これにつきましても、地元の連携と申しまして、各種行事を行ったりですね、共有スペースにおいて絵画だとか写真だとか、そういう展示等をさせていただいて、地元に応じた地域のかかわり方、利用サービスをしているということでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今、農業、地域経済の問題もありましたが、地域経済への貢献というのは、別項目で挙げているんですね。ほかのところでは地域産業、観光とのかかわりをさらに深めることで地域経済へ貢献しますというふうに書かれています。

先ほど質疑しました点ですが、地域との連携というのは、それ以上に何かいろいろあるのではないかというふうに考えたんですが、この地域との連携というのは、あとの問題とからめて提案されているという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 あとの連携というのは、ちょっと済みません、理解不足、再度お教えください、よろしくお祈いします。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 運営計画の中にあります。ここに地域経済への貢献ということで、4点ほど挙げられていると思うんですね。それが何ページになるのか。

○滝川健司委員長 事業運営計画の4ページです。

○白井倫啓副委員長 で、4点、挙げられておりまして、それぞれを確認をさせていただきたいというふうに思っています。

地域との連携を確認、まず1点目のところですね、具体的に読んでみますが、公共施設の管理運営は、地域の支えなくしては成り立

ちません。当グループは豊富な指定管理実績を有しているからこそ、地域との連携には特別な配慮を行っています。という項目を確認させていただいております。

で、地域産業の問題が、また別項目で挙げておられますので、地域との連携というのが、地域の支えと合わせて書いてあるのですが、この「地域との連携の特別な配慮」というのは何なのかなということですが、雇用だということ、まず一つお答えしていただきました。

ほかの、その項目から見ていきますと、それぞれに地域経済の貢献というのを挙げておられますので、その一つ一つを確認をしていきたいと思っております。で、1点目が、地域との連携というのは何なのかなということでお聞きしました。雇用だとお答えをいただきました。雇用以外はないのですかと、再度、お伺いしました。

それでよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 地域の連携と申しますといろいろございまして、ある程度可能な限り市民団体等へのサポート活動を展開するだとかですね、事業の計画、また評価、施設案内、イベント等の運営につきましては、協力などのサポートを行って、地域と連携しております。また、地域との連携としましては、ほかには障害者のある方の利用機会をふやしたり、また、楽しくできるよう、市民団体やNPO法人等の連携を図っていくことが、ということになります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 雇用以外に地域の各種団体との連携を行ってきているということですが、もし、この山びこの丘、あるいは、ゆ〜ゆ〜ありいな、これの存在がなかったとき、その各種団体との連携がなくなるということになります。各種団体にとって、ゆ〜ゆ〜

ありいなや山びこの丘というのは、どのような存在だと、新城市としては認識してきているのでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 ゆ〜ゆ〜ありいな、山びこにつきましてはですね、地域にとって大きな存在だということは考えております。利用者につきましても、地元の方、リピーターが多くて、山びこなり、特にゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、温泉施設、プール等、小さい子供から健康増進のためにリピーターが多くを占めております。そのことをかんがみまして、例えば、ゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、そこに人が寄り添ったり、集ったりして、ある程度、人と人との関係ができ、コミュニティを形成している大切なものだというふうに考えております。

また観光資源といたしましても、プールや、また温泉と一緒にあった施設はそうめったにあるものではございません。それをかんがみて、また利用者数が、年間利用者数も多くて、それを考えますと、本市にとっても、入湯税も含めて、税金の面も含めて貢献もあるし、地元経済、また地域のコミュニティ、人的なサービス等とか、人のつながり、大きな存在になったというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 続きまして、次の項目ですね。「地域産業、観光とのかかわりをさらに深めることで地域経済へ貢献します。」とあります。これは今までの御答弁の中にも関連しておりましたが、地域産業、観光とのかかわりというのが、正直なところよく見えてきていないんです。指定管理するという一つの施設があるから、何とか維持していく必要があるのかなという程度の地域経済への貢献ではないかというような危惧を持っているわけですが、現実問題として、地域産業、観光、これによって、地域経済、どのような貢

献を具体的にしているのか。これによって産業がどのように支えられているのか、これによって観光というものがどのような広がりを持ってきているのか、お伺いいたします。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 ゆ〜ゆ〜ありいな、また山びこの丘では、土産品だとか農産物の販売、またはそば定食だとかクッキー、また、お弁当の宅配等をしております。ゆ〜ゆ〜ありいなにつきましても、行っていただくと入り口のほうに地元の野菜があったり、もろもろ物販をして、地域、地元のを売って、地域経済に貢献しているというふうに考えております。

また、観光面においてもですね、例えば、地域で今回、もみじまつりを行いましたけど、もみじまつりに来ていただいたときに、駐車券の後ろに割引券をつけて、これを持っていくと、ゆ〜ゆ〜ありいなが一部割引になるということで、それに対しても観光面、またゆ〜ゆ〜ありいनाに対して、指定管理施設に対して、経済的に潤うような施策をして、湯谷温泉を知っていただいて、湯谷温泉の価値を高めていくというふうなことをしておるといふふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 指定管理料が8,000万円を超えているわけです。この8,000万円を使った形で、これまで9年ほどですか、運営してきてるんですが、施設がある、施設を維持するという観点で続けられてきているようにも感じるわけです。8,000万円を投資するというのに見合った観光の広がり、地域産業の広がりというものを新城市としてはどのように認識しているんでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 ただ、湯谷温泉、例えば1点、ゆ〜ゆ〜ありいなのことを考えますとですね、湯谷温泉全体を含めての、一つの

ゆ〜ゆ〜ありいなということになります。

例えば湯谷温泉につきましては、湯谷温泉に泊まった方が例えばプールもあるような施設になりますので、プールに来られたり、そういう施設全体から湯谷温泉の価値を高める大きな施設として、また大きな観光資源として維持をしていくということにしていく面が、一つの大きなポイントになるかと思えます。

また、地域産業におけるかかわりにつきましてもですね、ゆ〜ゆ〜ありいながあることによって、また湯谷温泉の振興に寄与したり、また誘客にも寄与するという事です。また、維持管理につきましては、先ほど申したとおり、当然維持にはお金がかかってまいりますので、修繕だと、地元業者を使ったり、また修繕以外でも先ほど申したとおり、物販等におきましても地元のを販売するという形で地域産業のかかわりは大きいものというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 続きまして質疑いたしますが、「農業サポート及び協力体制を築いてきた」ということも書かれていますが、具体的に、どのような協力体制をとってきたのか、具体的な成果はどのようなものだったのか、お伺いいたします。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 山びこにおきましても、例えば、地元野菜を使って、もちろん地元野菜をつくって、それを食材にして出しているだとか、こういうものが欲しい、こういうものを仕入れるということで、農業的な仕入れ等でサポートを行っているということでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 山びこの丘で、確かに農場を持ってですね、それを観光農園的な取り組みもやっているようには思いますが、そ

のレベルで農業サポート及び協力体制になっているのか。あえて山びこの丘という施設でないといけないものなのかって考えていきますと、新城市の農業の政策の中で、その施設がなくてもできるのではないかというような考えもあるわけなんです。山びこの丘の農場の存在によって、地域農業への貢献しているのはどの程度、数値的なものがあるのであればお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 農業の点でございますけれども、この施設そのものが、学童農園という位置づけでございます。設立というか、設置当初から学童に対して農業に触れ合う機会をつくっていくというのが施設の設置目的の一つになっていると思います。そういった、この提案書というか申請書の写真にもございますけれども、子供たちが農業に触れ合う機会が提供されているというふうに思っております。ちょっと、今、手元に具体的な数字は持っておりません。

以上です。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 農業に実際に子供たちが体験できるということなんです。この体験というのはいろんなところで、現実、農協でもやられていますし、全体として8,000万円を超える指定管理料を払って、あえてその施設でないといけないということではないように思います。

それとですね、次に質疑を移しますが、「貴市における観光振興、健康増進の拠点施設となっている」というふうに認識していただいているようですが、拠点施設という位置づけが新城市にあるのかどうかというのも疑問を感じているのですが、拠点施設と言える根拠、このようにビル保全グループの方には認識していただいているんですが、拠点施設と言える根拠というのは、どのようにお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 湯谷温泉は、御存じのとおり、大変効能がすばらしい温泉でございます。温泉を使って、もともとがですね、設管条例に基づいてみますとですね、もともと新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな設置及び管理条例の設置の部分で、「ありいなは市民等の心身の健全な発達及び豊かな生活の形成及び観光振興に寄与するため能登瀬に置く」というふうになっていて、その中で事業としましては、「市民の体力の向上と、健康増進の場を提供する」と。あと2番目として、「市民等の休養日、レクリエーションの場を提供する」ということになっております。つまり温泉を利用しまして、市民等の健康増進の場を提供するというので、拠点ということで考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 原案でありました、指定の期間を5年とされた、この理由についてお伺いしたいと思います。まず、1点目。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 5年としたことでございますけれども、このスタートというのは年度当初の段階で、指定管理の更新がことし複数件、予定をされておりました。

行政課が取りまとめたわけでございますけれども、3年という指定管理期間が多い中、施設の安定な運営を目指す上で基本的に3年から5年の方向で延長をしようということが、市政経営会議に諮られました。その方向で、基本的には5年にしていくという方針を確認がされ、それに沿って今回9月議会で西部福祉会館が出ておりましたけれども、今回も各種の施設が、名号温泉を除いて5年というふうに延長をされた。そういった市全体の方針というか、方向性に沿って今回5年ということで募集をさせていただいたものでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 5年ということで、確認をさせていただきました、内容については。

実は、いただいた資料の中で、ちょっと数字的なものを確認させていただきたいと思うんですが、26年から満了する31年まで、26、7、8、9、10、31という中で、この資料19ページであります。指定管理料を払わないという状況、要するにこのゆ〜ゆ〜ありいな、あるいは山びこを全く私的な企業が経営したということになりますと、利用料金7,800万円、それから自主事業、入湯税を含めて2億1,400万円あります。この中で、入湯税は当然支出するものですので、全くの正味というのは1億1,000万円程度だというふうに理解をしますが、その中で給与、賞与、法定福利、福利厚生、交通費、これ社員の通勤だとか出張だとか、そういったものであったので、その人件費等見ますと、約8,000万円になります。要するに通常の企業であれば、その時点で利益は出ていないというような状況でありますし、温泉部分だけ見ますと、5,600万円、管理料を提案額として出ているわけですが、それが利用料だけでいきますと、4,700万円あります。自主事業を入れても、6,500万円程度であります。その中で、冒頭申し上げましたように給料であるとか、以下人件費等々含めると、約4,000万円、そこで使っている。これも約半分が、もう人件費等々で消えていくということが1点。だから、差額は指定管理料として払わないといけない部分もありますし、それから、付随をして支払い報酬というのがあります。この備考欄を見ますと、支払い報酬は講師の謝礼だとか税理士への支払いということで、約700万円、これ温泉だけであります。山びこの丘で450万円計画をされています。通常はビル保全の本体が、こういった経理であるとか税理士に対する報酬というのは、

本体が払うべきであるというふうに思いますし、利用料、それから自主事業を合わせて、約1億1,000万円ぐらいに、1,200万円も投下する。すなわち、1割程度のものを、本来であればビルホゼンさんが自分で税理士を頼んでやるべき部分で、会社の全体をやるべきだと思うんですが、ここになぜこれだけのお金をかけているのか、ということについてお伺いをしたい、こう思います。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今の税理士の費用を、本体のほうで払うんだから、ここに乗せるべきではないというふうなことだと思んですけど、ただ、この部分につきましては、ゆ〜ゆ〜ありいな、または山びこの丘にかかわる計算、税金等の決算、または損益計算書、貸借対照表等を含めて税理士に払う、山びこゆ〜ゆ〜ありいなにかかるものですので、ここから支出しても妥当だというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 事業収益量に比較をして、1,200万円というのは、通常、当新城市ですと、部長職が年間にもらう給料、福利厚生費等を含めた年間の人件費に相当する額になると思うんです。そうしますと、ビルホゼンがどのくらいの規模でもって事業展開しているのか、この資料からは読み取れませんが、本来であるならば、経理、総務部門がこれを管理するべきであり、税理士を導入をしてやるということが、いかななものかというふうに思います。税金の対応だけであるのならいいんですけども、特に、これは通常でいく貸借対照表、損益計算書でいくところの当然諸手当はありませんし、従業員のなりの退職給与の引当金も積んでないというふうな中ですので、本来であればゆ〜ゆ〜ありいなの中の単独で、こういった数値計算はでき、その結果を元に、本社のほうへ連絡をするということ

であれば、この分が要らない、そういったことをずっと過年度以来、ずっとやってきて、それを適正だというふうに認めているということ自体について、もう一度、本当に適正なのかどうか確認します。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 済みません、説明不足でどうもごめんなさい。この中にはもちろん税理士報酬等と、あと講師謝礼ということで、いろいろな講話だとかやっております、その講師料も含まれた金額でございます。それとあと、税理士費用につきましては、ゆ〜ゆ〜ありいな、山びこの丘で当然事業をやっているわけですので、それに対して税理士さんをお願いして、それでいろいろ関係帳票等を、税務署に出していただく帳票等をつくっていただくということで、ここに、そのかかる部分についてはここに計上しても妥当だというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 では、事業計画を今度関連して、28年、29年度というのを資料をいただいておりますが、三遠南信、それから新東名、開通も1年おくれるわけでありましたが、これらの入込額を見込んでおみえになると思います。無論、それでなくてはいけないのもあると思うんですが、27年度は新東名開通がおくれますので別として、翌28年度の予算であります、対前年0.8%というような数字しか見込んでいない。そして、かかわる費用はすべからく1%の上昇を見ている。では、本当にこの山びこの丘であるとか、ゆ〜ゆ〜ありいなに対して、お客さんと呼ぼう、または施設に来て喜んでいただく、先ほど白井委員からもありましたけども、もろもろのコンセプトに基づくところの事業展開をしていこうということなのに、なぜ、0.8なのか。自主事業が1.5なんですけども。通常であれば2けた、10%ぐらいを見込むというのが本来

の事業だというふうに思いますし、それによって長期計画におくところの市が指定管理料をお支払いする部分が削減をされ、その部分が他の事業部分に回り、市民サービスができるということになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今、新東名開通等を見込んでないじゃないかという御指摘は、これを見る限りでは、ある程度、そのとおりというふうに思います。ただ、過大的な予算計画を立てるということを避けるために、順次、なだらかに、ゆ〜ゆ〜ありいなとか山びこ自体が老朽化していく中で、自主事業を充実して、ソフトでカバーしていくという、指定管理者はそのように一生懸命考えておりますので、それでただ、先ほど申したとおり老朽化も含んで、なかなか一生懸命やっても、なかなか伸び率が減じゃなくて伸ばそうという、0.8%でもですね、普通だと老朽化していけば、当然来客数、売り上げは減ってくるわけでございますけど、当然、修繕料もふえていくということになりまして、ただそれをソフトでカバーして行って、上向きな形で計上して事業計画を立てているという点につきましては、0.8、今後いろいろな要因がございますけど、過大評価を避けて、なだらかな上昇に持っていくという形で、これをつくったというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 0.8%が不可思議であるという認識をお持ちのことについては確認をさせていただきました。仕様書というのがありまして、その中の12ページには、1年間、事業が終了しました。終了して翌月に年度末の経過経緯を報告をするという報告書提出義務が記載をされておりますが、こういった0.8%であるとか収益部分が非常に低く見積もり、費用部分を高く計算をしているという

ような状況の中でいきますと、やや年度が済んで翌月に決算報告書を出すというんじゃなくて、極端なことをいえば四半期に一度、それが不可能であるならば、半期に一度の報告書を出していただいて、当議会のほうには報告義務はないのでありますが、経過報告としてこういう進捗状況であるというようなことをつぶさにしていただかないと、やはり税金を投下した部分というものの果実というのが見られない、そういうことを思うところではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 御説明させていただきます。

この、例えば事業報告だとか、例えば中間、年に2回、新城市学童農園山びこの丘等の施設管理運営協議会をしております、そこで事業報告、または中間の報告を受けてございます。

今、御指摘がございましたとおり、それを受けた時点で、中で審査、検討、審議した中で精査したものを、また議会のほうに報告させていただきますので、よろしく願います。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 最後になりますが、指定管理をしておりますので、当然、親方、親方という言い方はいけません。経営の本体というのは新城市であります。したがって、このゆ〜ゆ〜ありいなを所管しておる観光課から、1週間にどの程度現地を確認し、そしてそこで指定管理で仕事をしておみえになる方の勤務態度であるとか、接遇であるとか、また、設備の清掃、環境の整備というものについて御指導をなされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

というのは、私たちが議会報告会にお邪魔した折に、関係する地域の方からまことに言いにくい話ではありますが、施設の従業員の

方の接客サービスが非常に悪いということをお伺いしておりますので、それらは承知の上でこの事業を展開されておみえになると思いますので、どの程度の頻度で現地に向かい指導をされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 済みません。26年度におきましては、ちょっと済みません、25年度は記録をとっておりませんが、25年度におきましては月一、二回ということで、他の業務と合わせ、事務連絡等で現地に行っているというふうなことを聞いております。26年度において、これ4月からなんですけど、私の手帳だとか、ほかの者の担当職員の手帳から日にちを追っていくと、4月21日から11月25日まで、全部で11回、今年度は行っております。あくまでも、ただ単独で大変申しわけないんですけど、単独で大体メールだとか、ファクスでとか、電話で、大体用件が済んでしまうのは、それで済ませ、どうしても行かなければならないものにつきましては、ほかの例えば、ほかの業務と合わせて行くだとか、そちらの方面に行く場合は、合わせて行くような形で11回、行かせていただいております。

それとあと、従事している職員の接客態度等については、どの職員が対応しても、常に親切で対応できるように心がけているところがございますが、御指摘を真摯に受けとめ、心からおわびを申し上げるとともに、大変残念で、というふうに思っています。御利用者の皆様から、気持ちよく施設を御利用いただくため、従事している職員におきましても、市民の皆様の立場で、親切丁寧な対応を心がけていくようにしていきたいと考えております。

今後は、今回、お示しました中にも書いてあるとおり、研修計画に沿って、これまで以上に職員の意識改革と質の向上を図って、御利用者様の皆様から信頼する施設づくりに

努めてまいりたいというふうに考えております。また同様の御指摘をいただかないよう、速やかに対応させていただきます。

なお、具体的なチェック、改善策としましては、これまでも中間報告、または決算報告を受けてまいりましたが、その管理運営協議会の回数をふやして報告協議、審議、チェックをするとともに、その状況を先ほど申したとおり、議会のほうにそちらをまた随時報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほど申したとおり、チェックすることでより精度を上げていきたいと思えます。さらに、複数回の利用者アンケートの実施、また御意見番の投書がございまして、ちょっと済みません、申しわけなかったんですけど、観光課自体でそれを見るということがなかったもんですから、それを確認し、観光課自体でそれをどんなもので入っているか確認し、ゆ〜ゆ〜ありいな、観光課ともにお互い協力体制をやって、監視体制を築いていきたいというふうに思っております。

また、今まで観光課職員において、今回11回しか直接は行ってないんですけど、観光課におきましてもゆ〜ゆ〜ありいなとか山びことか、連絡調整がうまくいっていなかったということを踏まえて、施設に訪問する頻度をふやすことに努め、記録簿を作成してまいりたいと思えます。

また、御利用者に提供するサービスにつきましては、あくまでも、行ったからいいんじゃないくて、それはあくまでも自己満足になってしまう可能性がございますので、顧客満足度を、顧客のほうから満足度を測るような方策も、今後考えていって、措置していきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 大変心強いことをお聞きしましたので、特にCSについては十分に認識をされる中で対応していただきたい。

それから、28年度について、再度この利用料について、もう少し上積みをするのができないか、お伺いをします。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今回、公募をしまして、あくまでも基準金額を示して、公募させていただきました。

その中で、あくまでもこれは基準金額であって、今後、基本協定を結び、その中でまた5年間の基本協定を結び、各単年度で年度協定を結んでいくという作業がございます。その中でもう一度、事業を精査して、指定管理料を決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 それでは何点かお伺いいたします。

ちょっとそもそも論になるんですが、直営から9年前ですかね、そもそも論、直営から指定管理に切りかえた一番の、その根拠というのはどういうことだったのか、ちょっと確認させてください。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 もともと指定管理制度というのは、今まで公で施設を管理しておったわけですけど、指定管理者制度、民間の知恵を利用してコストの削減に努め、なおかつ、市民サービスの向上を図るのが指定管理者の制度の目的でございます。

それに従ってできたときに庁内で、じゃあ、どれを指定管理にしていこうということもございまして、山びこかゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、利用料収入というものがございまして、それを指定管理にしていこうということで、なったというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 簡単に言うと、行政、市役所が直接やっているより民間にやらせたほうが合理的だという、そういうことですね。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 はい、そのほうが合理的で、そもそも指定管理はそういう目的で市民サービスの向上、コスト削減の上で大変メリットがあるということで制度ができたということになります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 この施設はともにですね、地元の福祉というんですかね、住民福祉の一面と、それから新城市外の観光客を誘致するという、この観光施設であるという、こう二本立てというか、両面を持った施設だと思うんですが、実際の利用者というのは新城市民と、ざっくりでいいんですが、どのぐらいの割合でしょうか。

もしすぐ出なければ、どちらが多いかだけでも結構です。地元、新城市民の利用が多いのか、それ以外の人の利用が多いのか。

○滝川健司委員長 いただいた資料の36ページ、37ページに全体の利用者がありますけど、それで市内、市外、言えますか。

榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 大変お待たせしました。山びこの丘、またはゆ〜ゆ〜ありいなアンケートを25年2月から、今継続中になりますけど、しております。

ゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、問いでお客様のお住まいはどちらかということで、171のアンケートの中で新城市が60名、豊川市が14、豊橋が25、その他、蒲郡、田原、設楽、そして少なくとも浜松市が25ということで、新城市が大体3分の1弱を占めております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 確認させてもらいます。そうすると、新城はこの両施設については、ざ

っくり言って、新城市民の利用が3分の1、つまり観光施設であるというふうな認識でよろしいですか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 ゆ〜ゆ〜ありいなにつきましては、観光施設、あくまでも市民の健康増進の場もちろんですけど、観光振興にも寄与する施設だということになります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 今回の再契約、再々契約に当たっての、その説明の中で、施設整備をすると、いわゆるウッドデッキとかそういうものを整備しながら、あるいはありいなについては、トレーニング施設の更新などを行うとしてあるんですが、これにより差別化を図って、経営を安定させるということなんですが、この施設整備改修費等は、全額市で負担するわけですか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 ゆ〜ゆ〜ありいな、山びこの丘で施設整備をするということで、提案が出ております。これにつきましては、例えばトレーニング機械の導入ということで、たくさん、最新式のロールベンチだとか、血圧計も含めて、デジタル体重計とか、もろもろの機械が21項目あります。これはあくまでも、向こうの指定管理者が購入いただいて、5年後、市に譲渡してもらえるというふうなことを運営協議会のほうで提案されております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると、その5カ年間の間に設備投資するものについては、市からの資金援助というか、お金を使わないというふうなことでよろしいわけですね。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 あくまでも、今、提案があったのはトレーニング機器だとか、あと

山びこのほうだと、テントのためのウッドスペースだとかそういうことはございますけど、それ以外にもともと本市であるようなものの、利用が若干違うような目的の機器については、新城市のもので、必要があれば更新ということもあり得るかなというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、ゆ〜ゆ〜ありいなについて言うと、直近でボイラーのトラブル等があったんですけども、そういう、元来施設の老朽化等により更新するだとか、そういう大型な出費については市のほうが直接行うということですか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 協定の中で、修繕、もちろん、備品につきましても、1件50万円以下につきましては、指定管理者で持つというふうになっております。

今回、今までずっと昨年までは50万円未満で収まってきましたけど、今回のボイラーの故障につきましては、50万円を超えたということで、市のほうでボイラーの修繕をしたということになります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 今50万円という金額が出たんですけども、そのどちらに原因が起因するとかそういうことの判断よりも、その金額で機械的に割り切っているというふうな理解でよろしいんですか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 50万円、その金額で線を引いております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 わかりました。ありがとうございます。

この両施設ともですね、基本的には水源地

域振興策というか、ダム補償のような形でここにつくられたもので、そういう特殊性があるわけですね。それともう一個は、バブル期につくられたという、その二つの特殊性があって、非常に課題である面だとか、その問題点があるんですけど。問題点というか、そういう特徴を持っているんですけども、今後、既に四半世紀たって、この維持にするのか改修するのかとか、そういう問題が出てくるんですけども、もうそれがこの5年間のこの指定期間に合致するのかどうかという点になると思うんですが、この点で、こういう特殊性というものを、あくまでもまだ考えていくのか、もう一般の施設と同じように、例えば桜淵のプールと同じような形で、ある一定、多額の投資が必要なものであっては打ち切るとか、その辺の判断というものを、一定、大まかにした上で、今回5年間の指定管理に踏み切ろうとしているのか、その辺について伺います。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 まず先ほど観光課長が答弁いたしましたことが、ちょっと言い足りない部分があったので、つけ足をさせていただきませうけれども、基本的に老朽化で機械が故障したようなものについては、先ほど観光課長が申したとおり、50万円で線引きをさせていただいておりますけれども、指定管理者側の従業員の取り扱いミスみたいな形で、故障なり修繕が発生したようなものは、当然、指定管理者側で持っていたくということでございますので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

それから、この施設でございますけれども、議案質疑でも御答弁させていただきましたけれども、非常に私どもとしては重要な施設だというふうに思っております。多くの集客力もありますし、市民の皆様が非常に楽しみ、特にゆ〜ゆ〜ありいな等の温泉については楽しみにされてみえるお年寄りの方も多いため、

そういった面を生かしていきたいというふうに思っております。

施設の維持について、私どもで取り組んでいるところがございますけれども、施設の存続云々ということについては、今現在、公共施設白書をつくっていますが、その公共施設白書は施設状態を明らかにするというふうな内容でございます。その明らかにしたものを土台にして、議論を進めていくということでございますけれども、公共施設白書の考え方そのものは、施設の建て替え時にどうしていくかというふうなことを判断する材料をつくるというふうに聞いておりますので、基本的にその施設の更新をする段階で、その施設を存続させるかどうかという検討をしていくことになるだろうというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 その施設の存続云々の判断の際に、水源地域振興策としてつくった、つまり寒狭川導水路頭首工をつくった、それからそれを受け入れた大島ダム建設を受け入れたという特殊性は、どこまでその存廃を考えるとときに持ち続けるのかという点です。四半世紀たてば、そういう水源地域ダム補償みたいなものはもう打ち切っちゃう、そういう意識は勘案しないという立場で考えていくのか、その辺はどういうふうな、基本方針として伺います。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 とりあえず、山びこの丘と、それからゆ〜ゆ〜ありいなについては、水源関係ではないというふうに、私どもは認識をしております。

この議会に名号温泉の指定管理も入っておりますけど、名号温泉のほうは水源関係というふうに認識をしております。名号温泉については、その大島ダムの地元の振興策として設置されたというふうに伺っておりますので、

その地元の振興策との兼ね合いになるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 今言った、ゆ〜ゆ〜ありいなも、それから学童農園の山びこの丘も、ともに、そのダムの一般補償ですので、その辺はちょっと調べてください。

ちょっと広がったようなので、この問題はここでとめ置いて最後の問題ですが、この企業自体が浜松、静岡県の企業であるということで、三遠南信自動車道及び新東名のこの開通というものをある程度想定したというか、そういう形で進出してきていると思うんですけども、既に鳳来峡インターは開通した、新城インターはちょっと1年延びて、再来年になるよということなんですが、今回、その静岡県の企業である、つまりある程度PRとかいろんな利用の面でPR等を含めて、どういうセールスポイントがあったのか、その辺の判断というのはどうされたのかを、ちょっと伺います。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

静岡県、ビルホゼングループにつきましては、浜松の企業でございます。それとあと、浜松の企業だから、静岡県内、たくさんいろいろ指定管理を受けてますけど、多分、静岡の隣ということで、それを合わせて進出してきたかなというふうな感じを持っております。それとあとセールスのポイントということでありますけど、静岡の企業でございますし、当然、近くでございますので、今後、こちらにお客を呼び込むこともビルホゼンのグループも業務の効率性を含めて、考えているというふうに思いますけど、直接的には、ただこちらに企業自体が、ビルホゼン自体が系列企業にPRして来てもらうだとか、学校回りをして来てもらうだとか、そういう関係を生か

してこちらのゆ〜ゆ〜ありいな、山びこの丘につきましても、誘客に努めていけるメリットはあるというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、その浜松のこの両施設の利用者の数ですけれども、新城市民よりむしろ浜松市民のほうが多いというように、多いであろうという、これ推定なんですけど、調べればわかると思うんですが、そういう想定に立っていて、で、浜松の企業が管理をする、管理・運営をするよという話なんですよね。

そうすると、その利用促進云々という点で、その市の側としても、この企業の特徴を生かすような、そういう努力というのはきちっとされてるのか、そういう視点というのは、何かないのか、その辺を伺います。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 もともと指定管理を選定するときにおきましては、この一部議会にお配りした資料の中で、事業申請書等がございますけど、それに基づいて応募しているということになります。

あと、それプラスですね、今、議員さんがおっしゃられたとおり、当然、隣の地域でございますので、それとあと、経営の効率化も含めて、また連携もできていって、また自分自身の企業においても、そこへ人を誘客できるという。いろいろなことも考えて、誘客事業または事業計画、または思惑等があるというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 ここ、一、二年、苦情が結構多く寄せられているということなんですけど、私も何件か直接耳にしてるわけなんですけれども、その原因が、この企業による接客等、そういうサービスによるのか、施設本来が老朽化等して、その施設本来に起因したもののな

のか、その辺の苦情の分析等はされたことがありますか。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 アンケート実施におきまして、アンケートを分析した結果、サービス向上や管理・運営に役立てるために行ったわけですけど、施設、設備の特に老朽化の不満がありました。それに乗じて、職員の対応等も含めて、なかなか不満の声はありましたけど、また逆にですね、温泉がいいとか、いいというとか、サービスがよかったと、相反する意見があるというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 指定期間を5年に、2年間延長して契約したいということですので、ぜひそういう苦情の中身について、原因をきちっと精査して対策を立てていくような形でやっていただきたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 それじゃあ1点、お伺いをいたしたいと思います。

まあ、あそこを指定管理にしてから9年目がたったわけでありましたが、私どもは、この9年前のときに、このビルホゼンへも数回参りまして、これから指定管理者になった場合にどのような取り組みをされるかというようなことも、趣旨を伺った経緯があるわけでありましたが、その当時、社長いわく、非常に一生懸命で、このいい施設だから、私どもがやりましょうということと言われておったわけですが、今回、応募者が非常に少ないというか、1社しかなかったということで、これまた5年たちますと、当然、更新をしてくということになるわけですが、なぜ、これだけ応募者が少ないかということに、市はどの

ようなふうを考えてみえるのか。市が非常に重要な施設だと言っておれば、当然、場所的にも、あるいは地域的にもいい場所にあるわけでありまして、またこれから、三遠南信、あるいは新東名等々の開通によって、非常にいいと思うんですが、にもかかわらずですね、こうしてなかなか施設の管理に応募がないということについて、1点だけお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 指定管理につきましては、説明会を行いました。その時点では、7社の方が来ていただきました。その中で実際、応募があったのはビルホゼングループの1社でございます。

それでどうしてかということ、一応、電話による聴き取り調査で、何で説明会に来られたのに応募をしなかったんですかということで問い合わせました。

まず、複数、取れたのは4件でございます。その中でA、NPO法人につきましては、現指定管理者がしっかりと業務を行っているので申請しても選定されないと判断したため。それと名古屋にあるBサービス会社につきましては、宿泊飲食等の多岐にわたる業務に対し、適正なフォローアップができないと判断したため。それとあと、Cシステム会社につきましては、これは3年前のときにも応募されて、ビルホゼングループになって2回目の応募の企業になりますけど、初回から参加させていただいておりますが、運営面に重点をおいて提案したいのですが、説明を聞くと施設整備に重点を置かれるように感じたこと、また現指定管理者に対抗するのは難しいと判断したため、という答えとなっております。それと4社目の会社につきましては、フードサービスがメインの業務であるためということで、施設の目的とは、若干かけ離れているということで辞退したというふうに、このような聴き取り意見で、それとあと、ほかにも

施設自体がだんだん老朽化が進んで、なかなかこう企業ですので、当然、ある程度利潤を追っていかねばいけないということで、企業自体が見込みを立てて、このような判断をされたんじゃないかな、というふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 夏目委員。

○夏目勝吾委員 今、説明をいただいて、4社が1社になってしまったというわけなんですけど、これは考えてみますと、5年先いってもやっぱりこういうような問題が出てくると思うんですね。その応募者が1社しかないという。これを例えばビルホゼンがいいことにして、先ほどから答弁をいただきましたように、どういう取り組みをこれからこのビル保全がしていくかということ、大きなこれからの課題だと思います。

そうしたことでできるだけ多くの企業がここに参入をしてくるような、これからの取り組みがされるのかどうか。このままの状況でいいと思っておるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 企業の視点としましては、当然、指定管理の業務をしている会社につきましては、仕事として参入したいのは山々でございます。ただ、受けたために赤字になったりすること、どうしても避けなければならないかと思っております。それでいろいろ分析した結果、このような事態で辞退者が多く、今まで経験があるビルホゼンになったということになります。初めから、最初参入するに当たっては、当然、次の例えば指定管理者が変わった場合、自分の持ち物は全部指定管理期間中に買ったものは、新城市で贈与する以外のものについては、持って帰ってしまいますのである程度、じゃあそれをどうするかという面も、市が整備するのか、自分のところでそれをを出してもらおうとか、協議も必要です

し、最初入るときには多額の費用が初期投資がかかるかなということも考えております。

それを含めて、今後、老朽化も含めて、なかなか複数の会社が参入しづらいような状況を考える状況になってくるとは思いますけど、市としましてはこれから参入、例えばある程度大規模な改修をしたり、施設をある程度簡単に修理できるような施設内の効率化を図ったり、いろいろ参入につきましては、今後、運営協議会というところもございますので、中でいろいろ検討して、今後一社ではやっぱり余りふさわしくない、よくないというふうに考えておりますので、複数応募があるような施設を再整備、構築していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 夏目委員。

○夏目勝吾委員 最後にもう一点だけお伺いしますが、今の御答弁を聞きますと、5年間先まで行くわけですが、この5年間終わって次のときは、じり貧みたいな格好で施設がある限り、まあやめるわけにもいかないので、何とかこれを存続しておけばいいというようなふうにとれるんですが、この施設改造をしていく、あるいは更新をするということになると、かなりの経費というか、予算化もしていかなければいけないという、いろんな問題があるかと思いますが、今の考え方でいくと、今の施設を使って、言い方悪いですが、細々と継続をしていこう、あるうちはと、こういうふうにとれるんですが、これはどうでしょう。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 私ども担当といたしましては、繰り返しになりますけれども、多くの集客が見込める施設でございますので、新都市の観光にとって重要な施設として、それを運営をしていきたいというふうな、基本的な考え方を持っております。

ただ、今後、その公の施設全般について、

また見直しというか、あり方の検討がなされる可能性は高いというふうに思っております。

その段階で、その段階がいつなのかはちょっと私も把握はできておりませんが、当然、その存廃について議論がされるだろうということは思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 議員間の自由討議を求めたいと思います。

これまでさまざまな質疑、御答弁ありました。これらを議員間の中でよく議論をした上で最終判断をしたいと思います。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 ただいま白井副委員長から委員間の自由討議の申し出がありました。これを議題としたいと思いますけれども、ただいまの申し出につきまして、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 それでは、ただいま申し出がありました、自由討議を行うか行わないかを議題とします。

これについて、自由討議を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 それでは採決したいと思いますので、この指定管理の指定につきまして委員会の自由討議を行うことを議題とします。

自由討議を行うことに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○滝川健司委員長 起立少数ですので、自由討議は行いません。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 ただいま議題となっております、第209号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定についてに反対の立場で討論をします。

先ほどのさまざまな質疑、御答弁の中で、新城市として今後ゆ〜ゆ〜ありいなをどのように運営していくのか、それを先送りしたという形になっていたかと思えます。

指定管理料8,000万円を超えていくわけです。観光施設であったり、健康施設であったりということも、一つのメリットに挙げていますが、8,000万円をかけて、今後、老朽化も含めて対応を考えてみたとき、今回、5年が適当であるのか、それ以前に、指定管理者としてビルホゼンを認めるのがいいのか、そこに疑問を感じています。

以上が反対する理由です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 それでは、第209号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定について賛成の立場で討論いたします。

まず、第一に応募者が1社しかないという現実であります。もしこれを否決し、拒否すれば、直ちに営業はストップするという、こういう現実があるということです。

それから2点目です。新たな施設について、新たな施設というんですか、施設の更新等をする場合には、主に、その指定管理者、業者が負担するという説明でありました。

それから3点目。そのために、3年から5年に2年間延ばして、経営的に安定させたいと、そういう説明でありました。

3点目、この企業自体が浜松の企業であり、利用者の多くが、3分の1以上、むしろ新城市民よりも、浜松の市民の利用者が多いという実態、この特徴が3点目です。

それから4点目として、これでもつくる新城が開駅いたします。来年の春です。観光に力を入れる本市にとって、既存の観光、先ほどの説明でもありましたが、観光施設の一部が営業を廃止すると、マイナスなこの情報が発信されるということは、好ましくないというふうに判断し、以上、これらの4点等、総合的に判断して、この第209号議案について賛成することにいたします。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

これより第209号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。よって、第209号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会進行について協議しますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時32分

○滝川健司委員長 引き続き委員会を開きます。

新城の環境を考える市民の会、代表 山本拓哉氏、ほか822名から提出された「愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における堆肥化中間処理施設の操業問題について新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理業

許可に反対する意見書提出を求める請願書」を議題とします。

本日は、参考人として山本拓哉さん、参考人の補助者として川村和司さん、川合守さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、経済建設委員会の請願審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見を述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の進行の順序について申し上げます。

参考人から請願に関する御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○山本拓哉参考人 新城の環境を考える市民の会の、会長をやらせていただいております山本拓哉でございます。きょうは本当にありがとうございます。

失礼ながら、座って御説明をさせていただきます。

○滝川健司委員長 どうぞ。

○山本拓哉参考人 ことし3月20日に新城市議会さんのほうからですね、愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業廃棄物処理業進出にかかわる適切な対応を求める意見書ということで、提出をしていただきました。大変、私ども市民としても、心強い思いをしたところでございます。

その後、3月26日にタナカ興業が愛知県知事宛てに産業廃棄物処理業の許可申請を提出したということは、御案内のとおりでございます。

私たち市民の会が発足しましたのは、そのタナカ興業が進出申請をした、その直後の3月28日でありました。

私どもの会は、タナカ興業の新城南部企業団地への進出を、操業を阻止するということを目的に結成した会でございます。何とか、その目的を成就したいと思って、日々活動しております。その中で反対のデモ行進とか、あと集会等、それから市民への署名を協力させていただいて、有権者の7割を超える3万4,000余の署名を集めてまいりました。

そういった反対運動をしていると並行して、きょう御説明させていただきます、タナカ興業さんが現状でやっております操業につきまして、欠格事項を独自に調査をさせていただいて、その欠格事項がゆえに、新城への進出は不適切であるということを愛知県に判断をしていただくように、今、我々市民ができる範囲の中で、一生懸命やらせていただいているところでございます。

今まで、その欠格事項、欠格事項と、こう言っておりますが、その内容がどういうことかということ、まずきょう、せつかくこういった機会をいただきましたので、御説明をさせていただいて、法的な産廃の不法投棄じゃないかと、我々が思っているその理由につきまして、まず、正確にお伝えできればと思います。

きょう資料としてつけさせていただいたものが、そのようなものでございます。きょう提出させていただいた資料の第3というところに法的要件ということがございます。

私どもが法的に問題があると言ってる、その法というものは何かと申しますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法と言われているもの、それから環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の通知というものがございます。この1ページの下のところを書いてありますが、この環境省の通知と言いますのが、法が平成23年4月1日より施行されたこと等を踏まえて、必要な内容の見直しを行って、行政処分の指針としてまとめられた地方自治法に基づく技術

的な助言として地方自治体に発出されているものです。この技術的な助言といいますのは、一般的な技術指導等と違いまして、法の趣旨を踏まえた必要な判断材料ということで、地方自治体のほうに通知されてるものでありまして、各自治体のほうでもこれを一つの指針、バイブルのようにして環境行政をやられてるということでございましたので、それではこの環境省の通知に、一つ一つ照らし合わせながら、法的に問題があれば新城に来て、適正な操業はできないという、そういったところを我々は訴えさせていただいております。

2 ページのところにあります、第4、当会の主張ということでございますが、繰り返しになる部分もあるかと思えますけども、愛知県豊橋市所在の産業廃棄物処理業者、有限会社タナカ興業は、下水汚泥、それから工業汚泥も含めてですが、そういった汚泥、それから動植物性残渣、木くずの発酵による堆肥化中間処理を行って、その中間処理物を愛知県の田原市の農地にすき込みを行っている。平らにならして、そこに埋めているということです。

しかし、タナカの間処理物は環境省の通知に照らして、堆肥という有価物としての該当性、堆肥というのであれば、これは再生品、有価物、価値のあるものとして該当しなければならないんですが、それを確認できず、無価物である廃棄物に相当するというふうに解せるということであります。廃棄物であれば、法に基づく取り扱いが必要になりまして、農地にすき込むことは、それは違反行為になります。産業廃棄物の適正な処理の基準に適合しないということです。ですので、私どもは、まずはタナカ興業から出る中間処理物が廃棄物であるということを認めさせ、廃棄物であればそれを農地にすき込むという行為は、産業廃棄物の不法投棄に当たるということで、産業廃棄物処理法違反、これが法的な不適格事項と言っているところがございます。

ですので、まずは廃棄物であるということの根拠を探る必要がございます、多方面からそのような調査をしまいたしております。

第5のところに根拠ということでもあります。環境省の通知には、五つの該当性を確認しなさいということになっております。まずは物の性状、そして排出の状況、通常の手配の形態、取引価値の有無、占有者の意思という、その五つであります、その五つのものに全て適合させて検証をしました。

3 ページのところからありますものが、上に破線の中に書いてありますのが、これ環境省の通知そのものです。ア、物の性状ということで、その中の文章を一文節ずつ区切って、それに対して、タナカの肥料はこうであるというのを、この後ろのほうに書いてあります。

時間の関係上、はしょって説明をさせていただきますが、まず、物の性状というところで、必要なものが「利用用途に要求される品質を満足し」ということです。それを調査したのは、この田原市の和地の農地です。めくっていただいて4 ページのところに写真がございましたが、堆肥の中には金属キャップだとか、畳裏のビニールだとか、そういったようなものが堆肥と称される中間処理物の中には入っております。これは堆肥という状況ではない。

それから堆肥が未完熟。堆肥といいますと、完全に完熟したものが再生品として求められているわけですが、猛烈なおい、悪臭が発生するというのを日常的に周辺住民の方は、証言をされております。

それから、1メートルもすき込むというのですか、こう積み上げますので、そこからは未完熟の堆肥を大量に混入したことによっての発酵ガスの影響や、チッ素飢餓、酸素障害と言われているようなものがあって、2年も雑草が生えない、そのような農地でございました。

四つ目に書いてありますのは、タナカ興業

が湖西市で堆肥を大量に投棄したために、黒い大根や赤いキャベツができたという報告が、日経エコロジーのほうにも掲載をされております。このような状況から見ますと、要件とされている利用の用途に要求される品質を満足することということに違反すると解せます。

次に、5ページに行きまして、1の2のところですが、飛散、飛び散ったり、流出、流れ出たり、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生する恐れがないものということでございますけれども、タナカ興業は堆肥という形を取っておりますので、普通トラックで田原市の地内まで、国道42号をこう通りながら、豊橋市東細谷の工場から田原市和地の場所まで運ぶ途中に、普通のトラックで上からパタンパタンと、こうほろをしただけのトラックでございますから、実際に後ろをついていった人間が周辺への悪臭、それから、雨が降った日には、トラックから流れ出る流出というものを確認をしております。さらに、農地に搬入できない時期が、キャベツがもう植わってしまって、そこにもう搬入できない時期につきましては、仮置き場ということで、このように仮置きしているということで、これはまさに飛散させている、農地にすき込む前に仮置きしているというのは、非常に大きなことです。

それから6ページ、1の3のところですが、生活環境の保全にかかわる環境基準。例えば土壤の汚染にかかわる環境基準等を満足することということに対しましては、これは周辺の排水に影響があるということと、この6ページの真ん中あたりでございますが、農地土壤の成分分析をさせていただきました。その中で、今のところ2度、地元の方からの協力をいただきながら、溶出量試験というのを実行しました。その中で土壤環境基準の0.01ミリグラム／リットル以下という、その基準を超えるものとして、0.018、0.019、0.045、0.052と、最大で5.2倍のヒ素が検出された

ということは、ここで言う土壤の汚染にかかわる環境基準を違反をしているという、支障を及ぼすということが、ここではっきりとしました。新聞等ではヒ素が検出されたということが、大変クローズアップされておりますが、私どもは、そのヒ素を検出というのは、たまたまこの、たくさんの項目の中の1項目として、ヒ素が出てきたということであって、ヒ素が検出されたことだけで問題があると言っているだけではございませんで、総合的な判断の一つの中で、このヒ素が出たということでございます。肥料から出たのか、土壤から出たのかということですが、これはこの農地、土壤を採取して出たものでございます。

実際のところ1メートルも、1日8トントラックで3台、20トンも積み込みますので、現状は堆肥がそのまま土壤になっているのが現状かと思えます。でもまあ、土壤環境基準ということでございますので、御承知おきをください。

そして、この田原市の小中山という、もう少し半島の先っぽのところといった場所では、もう10年も前から年に2回、そのような施用をしているというような証言もあって、ヒ素による土壤汚染、それから地下水汚染というのは、非常に懸念がされます。

私ども、この新城に来てほしくないという、そういった思いでの活動とは別に、大変田原市での今のそういった環境汚染ということも心配でございますので、今、一緒になって田原市の方とも活動をしているところでございます。

それから7ページのほうへ行きまして、1の4というところで、その性状ということについて、J I Sの規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していることと、つまりは規格があればそれに適合してなきゃいけないと。このタナカ興業の堆肥の規格は、農林水産省のほうに登録してある、緑みどりという肥料の規格であり

ます。その規格に適合してないといけない。登録してあるのは、登録してあるんですけども、よく新聞などでも、肥料だからもう廃棄物処理法の範囲外だというんですけど、それはタナカ興業が登録してある緑みどりであればそうなんです、我々の調べたところでは、どうもその緑みどりではないと。その理由としましては、緑みどりが登録してある登録票が8ページにコピーしてございますが、木チップ等が50%、それから下水汚泥が45%、そして動植物性残渣が5%でつくるものが緑みどりですよというふうに登録してありますが、現実的には9ページのところにありますように、豊橋市から排出事業者の処分実績報告書を情報開示で平成20年から平成24年まで5年間のデータを、統計をとりましたらば、実際のところ9ページの下のところは顕著な例ですが、登録は汚泥が45%に対して、実際は66%、残渣のほうは5%という登録に対して、実際は29.3%、木チップは50%という中で、4.7%という成分比率ですので、これは緑みどりではないと。

次に10ページにいきまして、同じように十分な品質管理がなされていることということに対応させてますが、農水省に登録してある緑みどりの熟成期間といいますのが、半年から1年として登録してあります。豊橋市に登録してあるものは60日と登録してあります。そして新城市で経済建設部会さんのほうで、タナカ興業さんとの意見交換というんですか、説明を受けたときには、熟成期間40日となっておりますので、国には半年から1年、豊橋市には60日、新城には40日と、その作成方法が違うという部分もあるかと思うんですが、熟成期間としてのばらつきがあると。品質管理がなされているという視点において、ばらつきというのは最も問題となることとございます。何が、この緑みどりなのかっていうのが、訳がわからないような状況では品質管理はできないということとです。

それから11ページのほうへいきまして、排出の状況ですが、「排出が需要に沿った計画的なものであり」ということとございます。つまり一般的な製品であれば、当然需要があって供給がある、必要なところに製品を届けるというのが、堆肥もそうでしょう。堆肥であれば、当然堆肥が必要なときに堆肥を届けるというのが正しいわけですが、実際に証言をとってあります。この証言というものは、実際にタナカの肥料を入れているところの農業者自身が堂々とおっしゃっていることとございますので、うそはないかと思うんですが、ここのQとAと中で、冬は堆肥の需要がないので、タナカ興業もその捨て場に困って、置き場がないので、堆肥を入れてるということです。これはまさに堆肥の需要じゃなくて、産廃の置き場がないので、ただで入れてもらってる、今はキャベツを植えるまではあいているので、畑へどれだけでも、5車、10車入れるけども、みんな9月、10月になると畑が作物で埋まっちゃうんで、と。要は堆肥を入れるために、タナカの間処理物を入れてるんじゃないかと、産廃を捨て場に困って受け入れているということ、農業者自身が、これはテープもとってありますので、堂々と言ってる。

それと11ページの下の方にも書いてありますが、愛知県の農作物の施肥基準、堆肥を入れる基準では、10アール当たり0.5トンというふうに言われております。それに対して、田原市小中山の現地で目視で確認したところでは、1アールの農地に8トントラック3台分、約20トン、10アール当たり0.5トンであるのに対して、1アール当たり20トン入れている。これは400倍、適正な量の400倍も入れているということとありますので、これは需要に沿った計画的なものではないということが言えます。

さらに2の2、次のページ、12ページですが、「排出前や排出時に適正な保管や品質管

理がなされてること」と。当然、普通の堆肥ですと、きれいにこう包装をしてホームセンター等に置いてあったり、倉庫なんかにも置いてあっても、それが漏れだしたりするようなことがないような品質管理がされてなければいけないんですが、実際には、ここの写真にありますように仮置き場に山積みにして、そこからは廃液が出てるということ。それから以前の経済建設部会さんと、タナカ興業さんのお話の中でも、その品質管理のマニュアルだとか、こちらから質問をした中でも、そういったマニュアルはないと、これからつくるなんていうことを言ってましたけども、品質管理する上では、マニュアルというものは必ず要るものです。それがなくてどうやって品質管理ができるのかということなんです。

そして、その下にあります、通常に取り扱い形態ということで、まず製品としての市場が形成されてなければ、製品ではないということなんです。

タナカ興業さんのホームページを見ますと、廃棄物を受け入れるということは載ってるんですが、堆肥を売りますよということは一切載ってない。さらにJA愛知東さん、それからJA豊橋さん、JA愛知南さんを通じて、その組合員の方にも聞いたんですが、緑みどりなんていうタナカ興業の肥料なんていうものは知らない、扱ってないと。さらに直接電話で注文してみたんですね。しかし一般には販売してないと言われましたので、これはまさに製品としての市場はないというふうに言えます。

それから次のページ3の2で、廃棄物として処理されている事例が、通常は認められないことという条件があります。これは繰り返しになりますけども、静岡県湖西市さんのほうでの不法投棄を行っている。今、その湖西市さんに不法投棄されたタナカ興業の次の14ページにございますけども、ここにありますように、タナカ興業から静岡県西部保健

所長宛てに出てる、撤去完了報告書、この中に、10トントラックで1,253台も廃棄物をそこから撤去してるんですね。で、それが今どこに埋まっているかっていうと、豊橋のある場所にそれは肥料と土の混合物だと言って、堂々と、豊橋に今、埋まってる現場も見てきましたけども、そのような状況を繰り返しているのが、タナカ興業という会社でございます。

15ページのほうでは、取引価値の有無。よくいう逆有償という話です。肥料を、例えば1万円で売って、だけども取りに来てくれたんで10万円の配送料を出してあげて、差額9万円のお金をつけて、それを相手に押しつけるというようなことが、逆有償と言われて、今まで数々ある産廃の不法投棄の手法なんですけども、タナカ興業の場合はそんなことまでもせず、無償で、ただで、それで受け入れてる側も堂々と無料ですよと。さらにはそこに二、三百万するというすき込み代もタナカ興業がやってくれる。そういうことで、結局はお金をつけないと受け入れてくれないようなものが、タナカの間処理物、それが堆肥と言えるのでしょうかということなんです。

16ページ、次にいきまして、有償譲渡の件につきましては、もう無償で押しつけるというんですか、農家側はただだからいい、そこそこキャベツもできるもんですから、最近ちょっと品質的に問題が起きてるということも聞いておりますが、一応、トウモロコシみたいな根がこう張るようなものは、そのガスで傷められるんでできないけども、キャベツだとか苗を植えるもんだから、とりあえずは育つというようなことで、キャベツだけについては、できてはおるもんですから、まあ、雑草は生えませんが、キャベツは生えるという状況のようです。ですので、そのような状況なんで、農家側としてはとりあえずできるもんですから、ただですき込んでくれれば、本当にありがたいということが続けてるよう

です。だけでもやっぱりおかしいなとは思ってみえるようですが、この逆有償性というのは確実に確認ができることです。いろんな領収書を偽造したりとか一般的にはあたかも有料でもらっているような形をとりながらも、結果的に帳簿を確認すれば、逆有償ということが行われている。今回の場合は、もう無償でと、そのタナカの肥料を入れてる農業者自身がおっしゃってますので、いろんな場所はあるんでしょうけども、私どもが確認した場所については、このような逆有償が成り立ってます。

そして5番目のところにありますのが、占有者の意思ということです。前記のアからエの各号に示すように、客観的に見て、社会通念上、タナカは中間処理物を堆肥として適切に利用し、有償譲渡する意思は認められず、産廃を受け入れた時点で、廃棄物を受け入れた時点で、もうタナカ興業さんは利益を得ていますので、あと中間処理物である堆肥と称するものは不要、はやく処分したい、倉庫をあけたいだけではないかと。そのために、飛散、悪臭を発生させるなどの、そういったごんざいに扱っており、無償でも処分したいという意思が認められるということです。

従いまして、環境省の通知の要件にある物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無の判断の要素に照らして、堆肥化中間処理をした廃棄物を、堆肥として適切に利用する意思があるとは判断できないということでございます。

それでここが結論として、17ページの第6のところに書かせていただいております、廃棄物不法投棄の根拠ということでございますが、前項のようにタナカ興業の中間処理物は、明らかに廃棄物である。まあ、これが廃棄物じゃなかったら、全く法律の意味も何もなくなってしまうと。これがどういう理由をつけて廃棄物じゃないかということをお願いです。廃棄物は、廃棄物であれば、廃棄物

処理法の適用の下、適切に取り扱われなければならないんですが、タナカ興業はみずから排出した廃棄物を田原市内の農地の土壌に、堆肥と偽装してすき込む、このすき込むという行為がこれは廃棄物処理法上は隠蔽ということになって、このことは廃棄物処理法に違反する不法投棄に当たるといえることです。

以上が廃棄物不法投棄とする根拠であります。なお、本件の違反行為が客観的に見て明らかであるので、その摘発権っていうんですか、監督権のある愛知県に対して、今文書で摘発をし、行政処分も要求しているところで

す。また、今後、捜査当局に対しても、これは犯罪行為であるという旨の告発も、今考えて準備をしております。環境省の課長通知の中でも行政、自治体に対しては、捜査当局に告発をしたからといって、この行政処分の手を緩めてはいけないというようなことも、述べられております。資料のその以降は、今言ったデータと課長通知の中の抜粋のものと、あと最近、ヒ素を検出したその詳細のデータも載せさせていただいております。ヒ素の件は、これは土壤汚染防止法違反ということでの告発も考えております。

私どもは、あくまでもやっていますが、その廃棄物処理法の不法投棄ということの行政処分を愛知県に求め、そのような処分を受けると、今新城市に申請している申請書の中で、欠格事項として今の新規の新城との操業自体に対しても、とめられるということでもあります。このような事実状況がありますので、請願をさせていただいた内容になりますけども、このようなタナカ興業産廃不法投棄に当たる、そういった行政処分を行うように求めている状況の中で、今、愛知県が鋭意判断をしております。その状況を見て、やはり当該の産業廃棄物処理業の申請については、現在及び将来も、こういったことで市民合意が得られない状況、それから新城市の生活環境の

保全にも支障になるおそれがあるという、そういったことはぬぐえないということで、私も市民の会としても、大勢の市民の皆さんから反対という言葉をいただいて、その先頭に立ってやっているわけですけども、その市民の意思を代表していただく新城市議会としても、先に3月20日に意見書を愛知県知事宛てに出していただきましたけども、それからの状況というのは、大きく変化もしております。ここで改めて新城南部企業団地での産業廃棄物堆肥化中間処理の進出に反対するという意思を表すとともに、次のような要望をお願いしたいということで出させていただきます。

一つ目としては、新城企業団地開発の趣旨と基本方針に基づき、目的外の当該産業廃棄物処理業に許可を出さないように求めています。

それから、教育施設から1キロ以内の立地環境から、子供たちの教育環境を悪化させる当該業者に許可を出さないように求めています。

それから3、廃棄物処理法と肥料取締法の趣旨に基づき、関連部局を連携させて新城市民の生活環境の保全上の支障を回避するために、当該産業廃棄物処理業者に許可を出さないように求めていますというものが、今回の意見書として陳情をさせていただき内容でございます。

なかなか、こうやってまとまって説明をさせていただき機会もございませんでしたものですから、いろいろな意見の食い違いだとか、活動の中で思い違いみたいなものも、今までもあったのかなと思うんですが、こうやって産廃施設に来てほしくない、操業してほしくないという気持ちは、恐らく皆さん一緒だと思います。そのやり方について、我々、こうやって請願書というのをさせていただきますけども、この方法について問題があれば直すとは直しながら、反対の意思表示とい

うものを愛知県に届けるということは、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

ちょっと長くなりまして、申しわけございませんが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 ありがとうございます。

以上で請願に対する参考人からの説明が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては、質疑をすることができませんので、御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 提出いただいた資料の5ページの1の2に、飛散防止ということで、1)の中に、防水、防じんの措置のない普通トラック8トン車ということで写真をつけておっただいてるわけでありましたが、防水なのかもしれませんが、僕たちが講習に行ったときには26年3月の申請登録で、水密性の天蓋つきの運搬車が1台ありました。それからもう1台は、ユニックでつれるというのか、そういう形のものもありましたので、これを全て使うかどうかは別としても、一応そういうことで飛散防止の処置は、その時点では確認しましたが、先ほど言われたように、湖西の件でも、1,253杯も搬送するならば、当然、無理があるとは思いますが、車としてはありました。

それで僕も一般質問の中で、うちの新城市の清掃センターが使っている車両についても質疑をした中で、同等の車を使っていくべきではないかというようなことも質疑をした経過がありますので、まあ、車両については、全てがそうじゃないということについて。

5ページであります。繰り返しますが、運搬車が普通のトラックであるという表現であったわけですが、過日、この細谷工場

を視察に行ったときには、大型トラック、26年3月の初年度登録の新車ですが、その車両は、俗に言う、こういったものを運ぶ水密性の天蓋つきの車両であったということであり、すべからず無防備な車両ではないという判断を。別にその、タナカ興業をフォローする意味で言ってるわけではありませんので、お願いをしたいと思います。

ですので、これについて、この記載がありますが、いかがなものでしょうか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 この5ページには堆肥運搬中の普通トラックというふうにかかせていただいております。今おっしゃられましたのは、水圧コンテナということ、下水汚泥とか、その廃棄物をこう運搬する専用の許可をとった車ってというのは、タナカ興業さん持ってみえるっていうのも、こちらも確認しております。そういった廃棄物であると、必ず、その廃棄物を運ぶ専用の許可がとれた、ちゃんと許可証のついたトラックというもので運ばなければいけないということは、その辺はタナカ興業さんはちゃんとやってみえると思います。

ここで写真を撮らせていただいたのは、もう堆肥となると、ここが非常に法律のすき間というんですか、問題点だと思うんですが、いったん再生品、堆肥というふうにしてリサイクルをされると、もう廃棄物じゃないという位置づけになって、廃棄物でなければ普通、どんなトラックで持ってってもよくなってしまいうことで、この、こういった恐らく廃棄物を運ぶときには、普通トラック、もし水圧コンテナがあいてれば、それを使うのかもしれないんですが、我々が確認したところでは、ほとんどこの専用の、上にこうほろをこうぱたん、ぱたんこうやる程度の普通トラックだということですので、恐らく確認されたのは、廃棄物を運搬する、搬入搬出車かなというふうには思います。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 質疑させていただきます。

さまざまな取り組みに、まず敬意を表したいと思います。欠格事項を見つけようということで、市民のレベルでこれだけの調査をするということは、大変なことだったというふうには思います。

議会としまして振り返ってみますと、ことしの3月20日になりますが、意見書を上げています。この内容をちょっと確認させていただきます。4点が趣旨でありました。

1点目が新城南部企業団地開発の趣旨の尊重と産廃業進出への慎重な対応を要請すること。

2点目、今回の事例の再発防止対策の要請。

3点目が、申請に対する慎重かつ厳正な審査を要請する。

4点目、県全体の地域循環型社会の構築を要請するというものでした。

この4点に基づきまして議会として調査してきたという経過ですが、特に委員会としましては、この趣旨にのっとり、現在もこの趣旨で動いているわけですが、今回、請願項目にあります、産業廃棄物処理業許可に反対とする意見書を提出することということになりますと、法律で今申請され、審査が始まっているということですので、議会として、法律に反して反対、現段階において法律に反しているという認識は議会としては持っておりません。議会としてと言いますか、僕個人、あるいは委員会としては持っておりません。

この状態で反対を表明するということになりますと、法律の趣旨に背くような結果にもなるかと思うんですが、趣旨と請願項目は、法律はまずおいといて、議会としての反対を上げてほしいということなんでしょうか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 法律に基づいて愛知県がやってるというのは、法律上の手続に基づいてやってるということだと私は理解しております。それは当然のこと。愛知県庁が法律の手続に基づいてやってるから反対ができないって、そのちょっと理論がわからないんですが。

きょう説明させていただいた内容を見ていただいて、今までこういった詳しい説明もさせていただいてこなかったというこちらの努力不足ということもあるんですが、きょうの内容を見ていただければ、その法律、その廃棄物処理法、それから土壤汚染防止法にこれは違反をする。それが法的に犯罪行為かどうかというのは、これは司法の場が判断する話なんです違反をしている、こうしなさいということに対して、タナカ興業はやってないということであれば、それは法的に問題があるということで、法的に問題があることに対して、愛知県の方に適正に判断していただいて、許可を出すようなことに対しては反対であるというようなことを言っていたきたいというふうな思いでありまして、法的にどうこうっていうのは、今から愛知県がそれを判断する、その判断することに対して、我々新城市民としては、遠く名古屋のほうで、その判断するのを手をこまねいて待ってるんじゃないって、本当ちゃんと操業はできないという結論を導き出してくださいよということを、新城市議会としてもお願いをしたいという、そういうことでございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 簡単にお答えをいただきたいと思いますが、議会に法的な慎重な対応を求めるとするのが趣旨でしょうか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 この請願に書いてるように、新城市議会として操業に対して許可を出すことについて反対だということを書いて

いただきたいという、そういうことです。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 繰り返しになりますが、委員会としましては、法に基づいて何が問題かというのを委員会なりに調査しようということを進めてきました。ですから、法に基づいて対応するというのであれば、現段階におきまして、反対という結論は持てないというのが議会としての道理だというふうに考えています。その点から考えまして、はっきりお伺いしたいのは、法に基づいて議会が今回、法に基づかない場合、法に基づいて判断するというのであれば、このあえて請願を出す必要がないかと思うんですが、今回のものは、趣旨ですね、趣旨としまして、議会に、どのような状態での反対を求めているのか、再度、わかりやすくお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 ちょっとこう言ってる意味が、ちょっとわからないのでいかなんですけども、法に基づいて愛知県がちゃんとやっていうのは、それは愛知県庁の仕事であるわけで、そのことに対して、この新城市民、それから新城市民を代表するこの市議会において、反対ですと、同様のことは設楽町でもおやりになっているし、数々の請願書という、請願をする、こいねがう権利というのは、国民の基本的な権利としてあるわけで、それを、そのことを代表とする市議会が、反対をするということが、なぜ道理に反するのかという、その辺がちょっとわからない。私が答えられる範疇じゃあございませんので、よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 議会として考えてきたのはですね、議会というのは法律に基づいて設置されています。法に基づいて判断するというのが議会の当然の役割なんです。それで、これまでさまざまな方たちともお話をしてきたのは、欠格事項があれば法に基づいて申請

は許可されないということを強調してきました。その立場は今もかわらないんです。

今回、さまざまな形の調査の資料をいただきました。これを、事実としてどのように県が判断するのか。それは県の判断にもなりますが、この事実をどのように判断していくのかは、議会の役割だとは考えています。ただ、これをもって、法に触れているという判断は、現段階ではできないわけです。法に基づく議会が判断できるのは、法に違反している行為があれば、当然反対の意思表示は、意思表示をするまでもなく、法に基づいて動くわけですから、それは当然、法に基づいて動くように議会として調査するという前提を持つのは当然ですが、今回の趣旨で言いますと、現段階で、議会が反対をするということを求められてしまったときに、十分な事実関係の確認はまだできていません。これを全て真実という、その確認も現段階、きょうの説明会ではできません。

必要なのは、これから市民、行政、議会が一つになっている産廃対策会議で明らかにしていく事項であるのではないかと考えています。その点で、これまでの調査、これを踏まえた上で、今後どのように市民との対話を広げ、議会、行政との協力を広げていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 川合さん、補助者も発言していいのです。

○**川合守参考人補助者** 委員長、いいですか。川合ですけど、今白井委員が言われたことは、この違法ということを断定した上で市議会にそれを求めることはいかがなものかというふうに、私はそういうふうに受けとめた。

我々はこういう事実において、こういう積み上げの中で、これを違法と考えて、この産廃処理法違反と考えて、なおかつその上に立って、いろんなヒ素の問題だとか、いろんな問題があつて、それから、そういう判断の下に反対の意思表示をしてくださいという。

それ目的は、何も違法かどうかということを目的にしとるわけじゃありません。ここで要望内容であつて、新城南部企業開発の趣旨と基本方針目的外の処理業者に許可を出さないようにしてくださいということと、それから教育施設1キロ以内の立地条件から、子供の環境を悪化させる産廃処理業を許可出さないようにしてください。それから、新城市民の、このヒ素が出るような、こういう生活環境の支障を回避するために、そういう意味で反対してくださいという、それが目的なんですよ。

白井さんの逆に言われる、その違法かどうかということをご自分で判断できる、できないという、我々はそういう目的でその請願しとるわけじゃありませんので、そこを趣旨をやっぱり理解して。

そしてどうしても、この内容について、私たちは意見書に対する案を出してるわけですから、もしか当該委員会が逆提案で、こういう文面なら理解できるとか言ってもらえれば、またそれはそれで、私ども検討し直します。だからこの場で、もしか、違うならこういう文案ならいいって言ってもらえれば、私たち何もそこを違法があるということに、そこ何も目的をこだわっているわけじゃありませんので。

○**滝川健司委員長** 白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** どうも誤解をするような質問だったかと思いますが、違法だと判断できないのが現在、現段階だと言っただけなんです。

違法かどうかを含めて、これからこの一つの情報を基に、市民、議会、行政、これどのように結論を持っていくのか、これについて、どのようにお考えですかとお聞きしたんですが。議会として、当然、産廃施設を誘致したいなんていう意思はありませんので、慎重な対応を県に求めてきました。当然、法的に対応を求めるわけですが、ただ県にお任

せではいけないということで、新城市としての調査権、議会としての調査権もありませんが、新城の許認可もありません。それでも、新城市として、議会としても、今回の産廃業者がどのような施設をつくるのか、どのような問題点があるのか、これは明らかにする必要がありますという前提を崩しているわけではありません。

今回の請願項目に、現段階で議会は、堆肥か産廃かという、この判断もまだ結論を出しておりません。この段階で反対するということを議会がもし行ったとき、議会は法に基づいて動いていますから、法律を超えて、議会が例えば判断をするということをしたときに、議会としての存在価値が問われてしまうという認識でいます。

それで議会の立場を言いましたが、法に基づいて議会としてできることは対応するという前提の下に動いていきます。きょうの資料を含めて、今後、この資料、議会も当然そこに一員として加わって対応していくのは、当然のことだと思っていますが、今後どのような形で市民との連携、議会との連携、行政との連携をお考えなのかということをお伺いしました。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 今の御質問に対してお答えをしますが、その中で、今の補足の質問に対する補足があった中で、その議会が今おやりになっていることに対して、こちらは注文をつけるわけじゃございません。いろいろな調査をしていただいて、我々市民の会、それからお母さんたちとか、それぞれ個人の中でも一生懸命やっている方みんなが、一緒になってこのタナカ興業の阻止を進めていけばよろしいかと思えます。

今回、陳情させていただいたのは、我々市民の会の活動の中で、やはり愛知県庁にいろいろなお願いをし、要請をしている中で、新城市議会の後押しというのはどうしても欲し

いんです。新城市全部で反対してるじゃないかということであれば、愛知県の対応も変わるかなど。物事一つ上げるにしても、課長でとまったり、部長でとまったりなんていうことが起きるのは、やはりもう一つ、新城市議会がこういった反対声明を今持ってきたぞという力をかしてくださいということで、陳情をしているのであって、その今、新城市議会の中で、鋭意こう努力されて対策会議等でやられてることを、否定しているわけではないし、そちらに対しても、こういったきょうのような情報提供をしながら、一緒になってやっていくことでございます。

とはいいながら、我々市民の会、きょうも皆さん仕事を休んでボランティアの中で、こうやって動いている力に限りがあります。その中で、やはり市議会の方々の、市議会の側から見ると、その反対ということに対して、非常にいろんな、何て言うんですかね、制度上の御心配とかあるかと思うんですが、単に我々から見ると反対と言ってくださいよと、何で言っていないのというところがございますので、で、今どのような活動をということ、今回のこういった請願書という形で市議会の方にお力をかりる、そういう活動もしていきますし、対策会議の出ている方々のほうにも情報提供をしながら、とは言いながら時間がございません。もう今工事を進めるような状況、5月末までというようなことも聞いております。なるべく早い段階で、それをストップをさせる。

しかし、今愛知県に判断を求めています。が、何度も請求をしていますが、調査中ですという回答が公文書で上がってくるような状況です。いつまで調査するんですか、何を調査してるんですかって聞いても答えてくれません。ひょっとしたら今回、こうやって新城市議会のほうで反対だという意見書を上げていただければ、愛知県の対応も変わってくるかなということを期待して、今回、このような

実質2週間で1,800人の人が署名をしていただくような、そんな強い思い、一生懸命やっていますけど、だんだんこう手詰まり感が出てきておるのは実情です。

ここに来て、この新城市議会での反対をいただいて、そして今、県に上げている意見書を出し、さらには先ほど言いましたけども、刑事告発ということ、これも個人的なお金を必要とする、非常に個人に負担のかかる、そういった作業になりますので、できれば愛知県が適正な判断をしていただいて、解決に向かうというのが理想でございますけども、その動きがありとあらゆる手を使っていきたい、その中の有力な力となるのが、この議会での反対だという、改めての請願だというふうに考えておりますので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 産廃に反対する人たちの思いはわかります。ただ、これは何回も個人的にも言ってきたんですが、産業廃棄物処理法、この法律自体がなぜできたのかという問題。リサイクル法というものがなぜできたのかという問題、これは、大きく考えていきますと、今の私たちの社会の中で、どのような生活が行われているのか。ここの大きな視点から、産業廃棄物処理法というのは通達の山の中で、さまざまな対応がされてきています。その法律の中で、議会も動いていきますし、反対する方たちの思い、これも同じ土俵で動いていけると思っているんです。

現次点で産廃対策会議というものができています。市民、議会もそこにオブザーバーという形で参加していきますし、行政は当然かわっていきます。この三者が一緒になって、同じ土俵で今回の産廃の問題、これを対立ではなく、協働して取り組んでいくという時期がきているというか、もう遅いのかという、

遅いという意味ではもっと早くそういう場所をつくるべきだったというふうにも思っていますが、産廃対策会議、これと歩調を合わせて動いていく。資金的なものも含めて、今言われるとおりに、一つ調査するにも大変な金額かかると思うんです。必要なものは、行政が出すというようなことも、当然あり得ると思うんですね。ですから、産廃対策会議というものを、今後の活動の一つの拠点にするというお考えはおありでしょうか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 対策会議のほうにも傍聴させていただいておりますし、必要な情報は対策会議の場でも、私どもが調べたデータを対策会議の委員の方がその場で使用していただいて、そのような会議をやっているというのが現状でございます。

どうしても、最初の段階で市民の会という形で立ち上げております。だからそれは行政がやらないから市民の会がやるとかいう、そういう対立軸はもともと持ってはいないんですが、はた目に見るといろんなとこがばらばらにやってるなんていう話も聞きました。私はばらばらじゃなくて、それぞれが競争しあって、いい結果を出していけば、結果的に我々の目的は、タナカ興業の操業を阻止することでありまして、阻止した段階の次の日には解散をする会でございます。それぐらいの気持ちで目的は一つであり、それをいろんな全ての手法を使ってお願いをしながらやってくということでございますので、もちろん対策会議にも、ここ数回の対策会議は、県の企業庁それと環境部の人に出てきていただいていることは、我々の市民の会の力じゃない、あれだけの機会をいただいたというのは、本当に素晴らしい成果だなというふうに思っております。

今うまくこう、少し歯車が回り出したんじゃないかなという実感もございます。反対集会も何度か開催させていただいたりしていま

すが、どうしても情報が少し正確に伝わらなかったような場もあるというのは、これはまさに私が会長に座っているということも原因の一つかなというふうには思いますが、これはほかにやる方が見えなかったんで、今こういう立場でやってるということだけで、もし私が会長だとやりづらいという人がいたら、誰かやりやすい会長にかわってもらって、それでも結果的にタナカ興業がとまればいいというふうに、私はそれしか考えておりませんので、協力するところは最大限に協力して、それからこうやってきょうも傍聴に大勢の方がみえたように、本当に仕事を休んでこうやって来ていただけるなんていうのは、若い方が本当に動きとして大きくなって、でも、幾ら大きくなっていっても結果としてとまらなければ意味がありませんので、ぜひとも皆さんの協力、対策会議の力も思う存分使ってやっていきたいというふうに、そういうように思っておりますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 産廃対策会議も含めて、議会、行政、それと反対する新城の環境を考える市民の会の皆さんが、これから同じ土俵で、今進んでる産廃に対して、調査もし、欠格事項があれば、それも含めて県に伝えていくという立場だというふうに認識しました。

それで、今後産廃対策会議の中では、具体的にタナカ興業と話をするという段階に入ってくると思いますが、タナカ興業との話し合いということになったとき、市民の会としてこれまでタナカ興業との話し合いというのはなかなか実現してなかったんですが、タナカ興業との話し合いという点に対して、それは産廃対策会議の流れの中として了解はしていただけるということでしょうか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 もちろんでございます。それで私たちが欲しいのは、タナカ興業の、

今原材料の成分分析をさせていただきたいということはお願いをしたりもしていますし、タナカ興業へ市役所を通じてですが、今までも何度か質問状なども出させていただいておりまして、タナカ興業との対話というのは、本当に我々も望むところで、ぜひそれをやって、またしっかりとした情報を得たいなというふうに思いますので、どうぞその辺は力をかけてください、お願いします。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 済みません、先ほど来、もう施設の周辺にこども園であるとか、小学校、中学校、これも老人施設もあるわけでありますが、今のこの産業廃棄物中間処理をやる場合に、そういう規制がないんですよね。危険物だとか、高圧ガスには、取締法、法の下に保安工事だとか、保安距離というのが設定をされているんですが、実は、一番最初、それを危惧したときに見たんですが、先ほど来、それを含めての欠格事項、それからそういう文教施設というのがあるということですが、そこで崩していくというのは、どういうお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 今の用途地域、新城の状況でとめるというのは非常に難しいかなと。要は全てがこれからのことですし、用途規制上も問題がないということになって、我々が今やろうとしているのは、田原市での操業での欠格事項、要は事実をつかまえるためには、新城の状況は全てがこれからのことだもんですから、もし都市計画上、こう規制をかけようと地域上に地区計画などをつくるというのは、これから市のほうで今も検討されてくなんて話も、前ありましたけども、そういった規制上、都市計画上というんですかね、そういうものの規制というのは、ちょっとそれこそ我々市民の会の範疇を超えてしまうかな

というふうに思います。そのようなことです。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。済みません、マイクを持ってお願いします。

○**山崎祐一委員** それじゃあ、1点、質問をさせていただきます。

請願というのは、同じ文面であっても、この陳情、要望の類いとは全く違いますので、事実について、少し重いもんだと思うので、事実について伺います。

裏面に、新城市議会として、進出反対の意見書（案）としてあります。中ほどの文面に、「反対意見の署名において、人口の7割にも達する3万4,000人余の」云々とあります。この3万4,000人というのは、全て新城市民であるというふうに理解していいんですか。

○**滝川健司委員長** 山本参考人。

○**山本拓哉参考人** この書面につきましては、ちょっと誤解のないようにと、協力というふうに書いてあると思うんです。市民の会がとったものは、最後とった署名のところで、最初の段階でとられたものにつきましては、私どもは協力するという立場でしたので、その詳しい中身までは知りません。これは、東三河総局に、八名の代表区長さんと、峰野県会議員さんと、私と3人で提出をさせていただいたときに、八名の区長さんが御報告をなさった数字でございまして、その中には豊川市、それから、そういったものは新城市に住んでただけども、市外の方も含まれているというふうに聞いております。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** そうすると、この3万4,000人の内訳というか、集め方、とり方というのは、どういうふうになってるんですか。

○**滝川健司委員長** 山本参考人。

○**山本拓哉参考人** 今申しましたように、この辺につきましては、またこの表現上問題があるようでしたら、正確に調べて、書き直し

ていただいてもいいんですが、最初の段階は八名の区長会長さんがおとりになった数字が1万5,000ほど、それから後になって、改めて私ども市民の会とママさんの会等でとった数字が、その残りの数字だったというふうに記憶しておりますが、今ちょっと正確な数字が手元にございませんで、申しわけないですが。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** 再度確認させていただきます。3万4,000人の内訳は、区長会がとった1万5,000人、残りは市民の会ということでしょうか。

○**滝川健司委員長** 山本参考人。

○**山本拓哉参考人** 市民の会と、ママさんの会と、区長会の方ももちろん、三者が加わって二度目にとったという形です。

最初、区長会だけでとったのは、1万5,000、それから残ったものを区長会さんと市民の会と、ママさんの会の三者でとったというふうに記憶しておりますが。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** 簡単にするために、再度伺います。

区長会でとったのは1万5,000人、区長会も含めて市民の会、その他で1万8,000、簡単に言うと2回にわたってとったものの合計ですよということでしょうか。

○**滝川健司委員長** 山本参考人。

○**山本拓哉参考人** はい。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** そうしますと、先ほど冒頭申し上げたとおり、この請願、新城市議会としての進出反対の意見書ということですので、文面のこの事実というのが非常に重要になりますので、あえて確認させていただきますが、こう2回にとったということになると、同一人の署名、俗に言うダブリというのはないんですか。

○**滝川健司委員長** 山本参考人。

○山本拓哉参考人 それもあると思います。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、この人口の7割に達する3万4,000人余というのは、これ逆算しますと、4万9,000人弱という現状の新城市の人口を想定しておるといふふうに推察されるわけですが、人口の7割に達する3万4,000人余というのは、文章表記上、ちょっと事実誤認があるようにも思われるんですが、この文章については、請願人代表としては、的確な現実に基づいた表現であるといふふうに認識されてるわけですか。

○滝川健司委員長 山本参考人。

○山本拓哉参考人 御指摘のとおりだといふふうに思いますので、そこら辺の正確な数字、ちょっと私が持ってない部分もありますが、調べて訂正を、その部分につきましては、させていただきますといふふうに思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

以上で参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

ここで参考人の入れ替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時47分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

新城市八名区長会会長、白井尚夫氏から提出された「新城南部企業団地への産業廃棄物中間処理施設設置推進計画に対する他地区への移設協議について（陳情書扱い）」を議題とします。

本日は、参考人として白井尚夫さんにお越しいただいておりますので、よろしくお願いたします。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、経済建設委員会に、陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して御礼申し上げます。忌憚のない御意見を述べていただきますように、よろしくお願いたします。

○白井尚夫参考人 よろしくお願いたします、お世話になります。

○滝川健司委員長 早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から、陳情に関して御説明や御意見を述べていただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いたします。それでは、説明をお願いたします。

○白井尚夫参考人 黒田区長の白井といえます。一緒に八名区長会の会長をやらせていただいております。

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

まず、1点、1キロ以内に小学校、中学校、こども園、老人ホーム、一般住宅があるところに、産業廃棄物の中間処理施設ができるというのは、まずは絶対反対であります。おかしいです、これはね。それが第1点です。

第2点目。9月にですね、中日新聞で5回にわたりまして、産廃の特集記事が出されました。特に、ヒ素の問題について報道されまして、市内外で話題となりました。タナカの肥料から国の基準値の5.2倍、このヒ素が検出されたと、こういう報道でありました。

これを受けて、愛知県環境部が6カ所、田原の農家の6カ所、それから田原市環境課が21カ所、これについてサンプル調査をいたしました。

その結果ですね、六価クロムとか水銀とかカドミウムとか、あるいは鉛であるとか、ヒ素であるとか、その化合物について調査しましたが、全ての地点で土壌基準に適合、あるいは基準値以内であると判明しました。

ということで、私はこの手の摘発、これが一つ暗礁に乗り上げちゃったんですね、楽しみにしておったんですが。こういうことですね、どうしたらいいかと。

それと同時に、悩んでました。11月17日、県環境部に来ていただいて、第4回の対策会議を開きました。それから11月27日に、企業庁を呼んで、第5回の対策会議を開きました。これもですね、開催しましたが、ともに一遍とおりの回答で終始したんですね。例えば、買い戻し特約だとか、買い戻し権の抹消登記だとか、こういうことについて、大分質問したんですけども、競売に付されちゃったからとか、あるいは裁判所に移牒されちゃったからというような一遍とおりのいわゆる回答で終わっちゃったんですね。こういうことでありますので、たとえ、今後も問題がいろんな面で発覚したとしても、県による行政指導だとか行政処分だとか、こういう改善命令だとか停止命令だとか措置命令等、こういう行政による、こういう行政指導はあっても、私らが目指す許可取り消しという、こういう目的はなかなか果たせれないんじゃないかと、ということで、どうしたらいいかと。まあ、大分思案しました。

その結果、12月5日、峰野県会議員に県議会で一般質問をやっていただこうじゃないかと、こういうことになりました。

県のほうはですね、県内に数カ所の埋立地を持っております。この埋立地に県が発起人となって、県内の産業廃棄物の会社に、この埋立地に来てもらい、県が産廃業者の会社を支援して、あるいはこの埋立地で操業をせよと、こうしてもらったらどうかと、ということでですね。そうすれば、周りの住民もくさくないし、あるいは迷惑にもならないし、こうした問題も起きないんじゃないかとということで、もちろんこれタナカ興業も、そちらのほうへ移っていただくと、これが一番いいんじゃないかというようなことで、峰野

県会議員に県議会で一般質問をしていただきました。すごくいい質問だったわけですが、ところが、最初から予想しておったんですが、一遍とおりの回答しかいただけませんでした。本当の第一歩というような感じでした。

この問題の解決というのには、もちろん、この11月21日に、今審議しております陳情書、これを出させていただけましたけども、どうしても新城市の支援、あるいは市長の支援、協力、どうしても必要であります。

この陳情がその第一歩と考えております。

陳情書、あるいは要望書は第一歩であります。どうか一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

この問題解決には、新城市の支援、あるいは愛知県の協力、もっと言えば、国、県、市、区長会、住民の一体となった取り組みが必要だと考えております。その第一歩の陳情がこれでありますので、何とかよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○**滝川健司委員長** ありがとうございます。

以上で、陳情に対する参考人からの説明・意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。

また、委員に対しては質疑することができませんので、御了承を願います。

それでは、質疑はありませんか。

白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** 質問いたします。

陳情の趣旨は、非常に理解はできる場所です。説明の中に産廃対策会議の話もありましたが、私個人としても愛知県企業庁、新城市の責任、市長の責任というのは、明確に存在しているのではないかと考えていますが、現状は、今言われましたように、県企業庁は責任はないと。で、新城市も法に基づいて動

いているんで知らないよと、簡単に言ったらそのような状態になっている状況です。

新城市の責任、企業庁の責任を考えますと、陳情の項目、1項目めというのは責任を果たす、責任というのは企業団地の造成の意味、これから考えると、責任を果たすということは求められるというふうにも考えていますので、1項目め、新城市と愛知県が責任を認める、認めた結果何をするかということになれば、1項目めになるかと思えます。その責任の所在を明らかにするというのは、現時点でも自分自身としても、今後も引き続きやっていくべきだというふうに思えます。

2項目めの問題なんですが、新城市が土地を取得するという事まで、今回要望に挙がっておりますが、新城市があの土地をまず買うという段階になったときに、何のために買うのかという問題が出てくるかと思えますし、現在、工場が建設されています。どの程度の費用が発生するのか、費用の問題は新城市の責任をどのように認めるかということにもなると思うんですが、要望に当たって、新城市の税金を使うこととなります。そここのところに思いをはせていただいたのか、どの程度の費用が発生するのかというようなことは、想定されていたのかどうかをお伺いいたします。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 まず責任の問題なんですけども、この責任については対策会議でいろいろと追及しております。ところが、一緒にやっていく人たちに責任を追及していく、確かに道義的責任はあるかもわかりませんが、はっきりとした法的な責任は見えないんですね。その辺が今のところ、まだそこまで至っておりません。法的にどこが悪いんだ。いろんな面についておりますけど。今のところクエスチョンマークというのが実態であります。むしろ、私の個人的な意見になりますけども、この問題、これ合法的にタナカ興業が入って

きておりますので、もう入ってきてしまっておるんですね。これで工場の建設も、今進んでおります。こういう段階で、何が悪い、市が悪い、県が悪い、これで果たして反対だ、こればっかで押し通して、この問題が解決するかどうか、こういうふうに考えますと、ちょっと違うんじゃないかと。

むしろ、どうしたらいわゆる今後、新城市が生き残ったり、県がいわゆる方策を立てていただいて、住民が納得する、いわゆる産廃施設ですね、そういう稼働できるような、将来を見越した、そういう動きというのが必要じゃないかなと、こう考えますので、陳情のような、こういう形になったわけでありまして。責任の追及、これをはっきりとしたものが出ればともかくとして、それでない限りは、余り、むしろ将来的なほうに力を向けてったほうがいいんじゃないかと、むしろ、市の協力を得たり、あるいは市長の協力の下に、あるいは、県の協力の下に、この運動というのは進めていくべきじゃないかなというのが、私らの本音であります。

以上です。

○滝川健司委員長 もう一点、新城市が取得することについての。

○白井尚夫参考人 金額については、3億5,000万円でいわゆるタナカ興業、競り落としておりますので、工場を建てたり、かえしたりすれば、当然5億円ぐらいは少なくとも要るんじゃないかなと。5億円以上のいわゆるお金が要ってくと。

それからこれを買取る場合にも、優良企業に、これ買った土地を売るわけなんですけど、そういうことも含めて、金額については具体的に何億なんていう設定は、一応持っております。その辺はうまく市のほうで交渉していただいて、今後進めていただきたいなど、こう思っております。優良企業に買っていたら、うまく処理していただきたいなど。

要はですね、この地にタナカ興業がおって

は困りますと、この地で操業してもらっては困りますというのが本音であります。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 二つ目を質問させていただきます。

白井区長と御一緒に新発田市へ視察に行きました。新発田市はタナカ興業が考えている脱臭装置を今回導入する予定になっています。

新発田市はそれが目的として視察に行ったわけですが、新発田市の処理施設とタナカ興業が進めている処理施設の違い、大きな違いは、どのように考えておられますか。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 タナカ興業はあくまでも民間の会社でありますので、利潤追求、金もうけであります。新発田市のほうは公共の建物であります。ですから、新発田市もそんなんですけれども、2,000万円ぐらいの赤字が年間出てしまうと、こういうような話でした。

赤字が出るような会社では、とてもじゃないけど商売にならないですね。タナカ興業はあくまでも金もうけでやるわけなんですから、利潤を生まないで、会社経営はできないわけですから、その辺の大きな違いがあると思います。

それからですね、新発田市も、私、視察をさせていただきましたけれども、いわゆるパナソニックのロックシートという、こういう装置を使って脱臭するんだと、こういうようなお話でしたけれども、向こうに行っているいろいろ説明を聞くと、パナソニックのマニュアルどおりに稼働すると、全然おっしゃいますよと、いわゆる向こうの責任者は言っておりました。それでいわゆるにおわない、住民の方の苦情がなくなるまでやったのが現在でありますけど、約10年かかりましたと、こういうふうなことであります。いろいろ水のかげ

んをしたり、季節ごとのそういう数値が違ったり、いろいろな工夫が要るようですね。寝かせるのも時間を考えたり、そんなことで、いろんな技術的ないわゆる工夫が要るようです。マニュアルどおりにやったらおっしゃいますと、これが実態のようです。

それから、ということは、パナソニックのいわゆるロックシートという装置は、非常に会社ですから向こうも利潤追求の会社ですから、ロックシートという装置の機械が売ればいいんだという、一つの営業でしか、車を売ると一緒に営業でしか考えておらんようですね、まだまだ完成品じゃないんだというのが最近明らかになってきました。非常にタナカ興業の社長の話ですと、ロックシートを使えば、もう絶対におわないと、こういうようなことを口走っておりましたけれども、調べれば調べるほど、いわゆる完全なそういう装置じゃないんだと、怪しい装置なんだと、早く言えば、普通に使えばおっしゃいますと。

そこでロックシートを例え採用しても、技術的にいろいろと工夫しない限りはおっしゃいますと。これが、普通の金もうけに利用しようとしておるタナカ興業が採用してやった場合にどうなるかっていうと、もうね、におうのが明らかです。そういう結論に達するわけなんです、いろんな面で調べれば調べるほど、おっしゃいますと。ロックシートじゃだめなんだと。むしろ、そういう何か、タナカ興業の社長も、パナソニックにだまされているんじゃないかと、こういうふうな考えに変わってきました、最近は。実態は違いますよと、タナカ興業に言いたいぐらいの気持ちです。

いわゆる、まあ、うたい文句と大分違うなと、これが何か実態のようです。

ですから、今回のいわゆるタナカ興業がもし操業したとすると、おっしゃいますと、これはもう明らかです。現在のところ、私らのい

わゆる対策委員会でいろいろ検討してきましたけども、そういう実態が浮き彫りになってきました。そう思っております。それをどうするかというのを、県がその辺がわかっているのかなど、果たして許可してもらっては困るなと思うわけなんですけど、県のほうも前回春日井であった、いわゆる裁判所の決定もあって、県のほうが賠償金払えと、こういうような例もありますので、なかなか許可を取り消すのも非常に難しい状況にあるわけですから、非常に難しい問題だなあと、今は痛感しております。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに。白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 具体的にですね、タナカ興業が進めるに当たって問題点を指摘していただいたと思います。この問題点を産廃対策会議等でもですね、具体的に明らかにしていただきながら、先ほども請願の中でも言いましたけど、市民、議会、行政が、協働して今白井区長さんの言われた内容を、一つ一つ明らかにしていくというようなことで、御努力はしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 今後とも、ロックシートのいわゆるまやかしですか、そういう技術的な面でのいわゆる欠陥っていうんですか、だめなものだめなんだという、そういうことを、対策委員会でもっと掘り下げて、いろいろ質問して、それがいわゆる県の許可がおりないように、それを一つ一つ追及していくと。これが私らの仕事だと思っております。

それと同時に、ここに陳情書を出させていただきましたけども、こういう工場がやっぱり南部に入っては困るもんですから、できれば、県のほうで一つ、一遍とおりの返事じゃなくて、二歩も三歩も先へ進むように、県に検討していただいて、できればいわゆる県の埋立地に、持って行っていただくように、そ

こで産廃業者が操業していただくと。そうすればこういう問題、起きないわけですから、そちらへ向くように市も県も、下手をすれば国も援助していただいて、そちらへ行くように私らは努力していきたいなと、こう思っておりますので、頭を下げないと、これはやっていけませんので、市の方に頭を下げて、あるいは県の方に頭を下げ、お願いして、何とかこの問題解決したいと思っておりますので、どうかこの陳情はその第一歩でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 それではちょっと、1点伺います。陳情の趣旨として、他地区への移転ということが書いてあります。それこそ新城以外の地区で発生した、この産廃物を新城市内の優良な文教地区で処理すると、この点に対する怒りでありますので、それがまあ、他地区への移転であろうというふうに、陳情趣旨の原点であろうというふうに理解いたします。私も同感であります。

しかしながらですね、この他地区に移転する方法論の一つとして、新城市に取得して、要するに買い取ってというふうな陳情趣旨になっているんですが、なぜ新城市がベストだというふうに、とりあえず新城市に買い取ってねというふうな陳情の趣旨にした根拠というか、それについて伺いたいと思います。

それから関連ですけれども、県議会の一般質問で、他地区へという提案を提案質問されたわけですが、結局あの段階で答弁が「はい、そうします。」と言ってしまえば、全県下に影響してしまいますので、こういった産廃の問題っていうのは、その全県下で箇所によっては起きていると思うので、なかなか、こういう産廃計画が持ち上がった他地区へ移転というのは難しいかと思ひます。

その点で、非常に今回の新城市の場合は、何かその県下でもこういう理由だという特殊な理由づけをしていかないと、愛知県とか行政を説得するのに難しいというふうに私は判断しますので、再度新城市に買い取ってくださいとした、この、それがベストだと選んだ根拠について伺います。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 また、最初に戻るわけなんですけど、責任の問題とこういうことなんですけども。まあ、法的な責任は今のところ見つけ出しておりませんが。県の企業庁の何ですかね、具体的に言えないもんですから、そこが苦しいところなんですけど、道義的な責任を含めて、やっぱり新城市に一番の起点はやっぱり、ある場所がやっぱり新城市内ですから、ほかというわけにはいかんもんですから、どうしても新城市でまずは買い取っていただく。それからどうするかという問題になるんじゃないかなと、こういうことが根拠になるんですけども、説明になってないですかね。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 要するに新城市に一番の原因があるので、責任というか、責任も刑事責任から民事からいろんな道義的な責任とか、責任論、一般についてですけれども、責任という点で新城市に最もその責任がある、そういう判断の下に、新城市に買い取ってくださいよ、買い取りなさいよという陳情趣旨になるわけですか。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 責任があるとは言っておりません。今のところそういうものは見つかっておりませんのでね。ただ、結果としてですね、やっぱりタナカ興業、ここへ入ってきたもんですから、最初はいわゆる製造、物流、これ以外は入ってこないんだという、そういうものがあつたわけなんですけども、その法の網を縫って、競売という形で入ってこられちゃつたと。そこまで予想してなかつ

たんでしょうけども。それからもっと言うと、もっと事前に条例ができておれば、入ってこれなかったんですね。ところが、まだ条例ができてなかつたと。

こういうこともありますしね。まあ、今回条例、去年の12月ですか、条例ができたわけなんですけども、既にタナカ興業は土地を買っておったもんですから、適用されないと、そういう形なんですけど、それが以前から岡崎のような、そういう条例ができておれば、絶対入ってくることはなかつたわけですね。その辺のこととか、余り責任は言いたくないんですけど、そこら辺からどうしようもないもんですから、まずは新城市に、土地のいわゆる所在地である市のほうで買い取っていただくと、一番いいじゃないかと、こういうことで、このようにさせていただいたわけでありませう。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 再度、確認させてください。この陳情趣旨の根幹の部分になると思いますので、再度確認させてください。

今回の一連のこの産廃進出騒動に関して、新城市に一定の責任がある、その責任において買い取る、買い戻すべきだという趣旨になりますか。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 できたらお願いしたいと思います、はい。できたらという言い方はまずいんですけど、絶対ね、そういう方針でやっていただきたいなど、推進していただきたいなあと、こう思っております。

ほかの方法があればまた別であります。その辺をまた今後話し合っていくべきじゃないかなとは思っています。無理があればですね。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 同じことですが、要するに他地区へ移転するということが大前提であると思うんですけど、新城市で買い取ってくださいよというのは、これはある一つの方法、ス

テップワンぐらいなところで、大して重きをおいてないという。基本的なものは他地区へ移転ということであれば、新城市であろうが、どうであろうが、その辺はそれほど重きは置いてないという、その陳情の趣旨ですか。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 あえて言えばそういうことです。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 1点だけお伺いをいたしたいと思いますが、今、白井さんからいろいろな説明をいただきました。中身については十分、承知をいたしておるところでございますが、それは別として、冒頭の陳情人の白井さんからのお話の中に、今後のことについてこの対策会議等を通じて、検討していくというようなお話も一部伺ったわけでありましたが、陳情人の白井さんのこの陳情に関して申し上げますと、これ、先ほどの前段のときにもお話が出たわけでありまして、法的に根拠がないということになってまいりますと、白井さんのお話にありましたように、着々とタナカ興業さんは施設を今直しておるわけありますので、工事はこう進んでいく。じゃあ、仮に法的根拠がなしで、県が許可をされる。じゃあこの辺のところについてですね、今のままでいきますと、これ完全に許可がされると思うんですね。何も法的根拠がとめる根拠がないわけありますので。

そうした中でこれからこの八名の区長会としては、対策会議でどのようなことを主張をしていこうとしておるのか、ちょっとその辺についてお伺いいたしたいと思います。

○滝川健司委員長 白井参考人。

○白井尚夫参考人 まずは、許可申請がタナカ興業から出ておるわけなんですけど、できれば不許可にしていきたいと。

不許可にするにはどうすればいいかという

ことで、対策会議、あるいは勉強会を何回か開きましてですね、今、検討しております。

取消権もそうなんですけども、その当時の様子ですね、裁判所、あるいは管財人、その当時のそういうものをある程度追及したり企業庁に質問したり、あるいは県に質問したりというようなことをやってきましたけども、一遍とおりの返事で終わっちゃったわけなんですけど、見つからなかったわけですね。早く言うと。

もちろん、今後もそれは続けていくつもりでおります。何かないかということですね。それから、もう一個はですね、タナカ興業は採用しておる、いわゆるロックシートという、絶対におわない装置というのを、これ絶対におわないじゃなくて、先ほども説明しましたけども、におう機械なんですね。その辺を県がどこまで、いわゆるそういうことをわかっておるのか、その辺も県のほうにわかってもらわなくてはよくないもんですから、におう機械なんだよということを、県のほうにわかっていただいて、できれば不許可にしていきたいと。

それと同時に、そういう追及と同時にですね、タナカ興業との環境保全協定、いわゆる操業する前に何とかこの環境保全協定をつくらせていただきたい。つくっていきこうという、いろんな点でいわゆる欠陥があるもんですから、その欠陥を埋める意味で、しっかりとした環境保全協定を、いわゆる操業する前に許可がおりる前につくりたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。いいですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

以上で参考人に対する質疑は終了しました。本日はありがとうございました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午後0時21分

再開 午後0時38分

○滝川健司委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開き、請願・陳情の審査を行います。はじめに請願の審査です。

新城の環境を考える市民の会 代表 山本拓哉氏 他822名から提出された「愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における堆肥化中間処理施設の操業問題について新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理業許可に反対する意見書提出を求める請願書」を議題とします。

本請願について、自由討議に入ります。

意見のある委員は発言願います。

とくに発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 ただいま議題となっております、平成26年請願第2号 愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における堆肥化中間処理施設の操業問題について新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理業許可に反対する意見書提出を求める請願書に対して、不採択の立場で討論します。

議会としての基本的な立場としまして法に基づいて判断をするという立場をとっています。

今回愛知県に許認可権があるわけですが、この許認可に対して賛成反対というのは議会としての態度表明としてはふさわしくないと考えています。

今回の請願項目はそのふさわしくないものを求めているという点において不採択すべきものだと判断しました。ただ、先ほど請願者からの説明等を受けまして、請願者の方たちが市民の立場としてかなり努力をしてきていただいております。かなりの情報も集めてい

ただきました。その情報をもとに今後産廃対策会議で、市民、議会、行政一体となって問題点を洗い出していくという立場も表明されておりました。

議会としてもこれまで市民の皆さんの大きな反対の声を受け、調査・検討してきました。その情報も今後産廃対策会議に提供していくということも含めまして、今後黒田の産廃問題というのが、対立から市民・行政・議会の協働の形で調査が行われるということを期待はしております。ただし先ほど言いました点においての問題を指摘して不採択といたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 それでは平成26年度請願第2号 愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における堆肥化中間処理施設の操業問題について新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理業許可に反対する意見書提出を求める請願書について趣旨採択の立場で討論をさせていただきます。

本件請願のこの産廃事業につきましては、12月10日にわたくしがこの全容を周知したわけでありまして、それを受けてこの事態の重大さを受けとめたことでもあります。

そして明けて26年7月21日に八名区長会の請願者数約5,800人分を東三河県庁、当時の永田副知事に提出をしました。同月28日、29日の両日にも八名地区の黒田、一畝田において企業者の説明ののち市民の皆さんがこれは深刻な事態と受け止められ、署名運動を展開され3月、8月にそれぞれママの会であるとか区長会を中心とした地域の方々をお願いをする中で、全部合わせて3万4千余名の署名をしていただき、さらには反対集会、それからヒ素問題を含む、また欠格事項を含むところの産業廃棄物に対する勉強会、また地域ではのぼりであるとか看板等の設置をして、

その運動を展開されておりますことは承知を
しているところであります。

議会も平成25年12月定例会で産業廃棄物
に関する条例2本を可決しました。残念なこ
とに施行については、タナカ興業が許可申請
を出すあとの4月1日ということであったわ
けであります。さらに3月20日に愛知県知
事と愛知県企業庁に対する意見書案第1号を、
提出者滝川、下江、中西の3人、そしてこの
案に対する賛同者は鈴木、加藤、白井の3人
にて本会議に提出をされ、その提出の理由の
中に、愛知県企業庁が開発した新城南部企業
団地に産業廃棄物業者が進出しようとしてい
るが、地域住民の大多数が産廃業に対して不
安と反対の意思を表明しているため、進出に
対し慎重な対応をするよう愛知県に要望する
必要があるという提案理由を受けまして、議
会をご案内のように重要案件と認識をし、全
会一致で採択、さっそく24日には議長が県庁
に赴き、意見書の提出をいたしてまいりまし
た。

意見書の文面からは、反対の意思表示の
記載がないこととの市民の皆さんからのお声
も伺っております。この意見書の趣旨は十分
に、地域住民の大多数の産廃業に対する不安
と反対の意思を伝える内容であったと思っ
ております。

また、議会はタナカ興業との直接の対話、
豊橋市東細谷工場の施設の視察、それから下
水道処理施設の視察、そして、タナカ興業の
すき込みをしている小中山の現地の視察をし、
さらにはロックウール脱臭装置稼働の視察が、
先ほどあったように新発田市であります。そ
こに。そして産廃物の適正処理などの産廃
に対する取り組み、さらには現在行われてい
る産廃対策会議にも参画をさせていただき、
地域の議員と皆さんと同じ立ち位置で議論も
進めております。これらを踏まえ、請願の内
容は十分に理解をいたしますが、議会の動き、
議員一人一人の産廃業に対しての考え方を

察しいただく中でよろしくお願いをしたいと
思います。

よって、この請願第2号の愛知県企業庁
が開発した新城南部企業団地における堆肥化
中間処理施設の操業問題について新城市議会
として愛知県知事に産業廃棄物処理業許可に
反対する意見書提出を求める請願書について、
私は趣旨採択とさせていただきます。

以上であります。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありません
か。

山崎委員。

○山崎祐一委員 それでは同請願に対しまし
て、継続審査を求める立場から討論させてい
ただきます。今年3月、新城市議会として熟
慮の末、全会一致、全員一致で慎重な対応を
求める意見書を採択し、県知事に伝えたとお
りであります。議会の意思表示として大変重
いものだと考えております。以来、1年を経
過しておらず、現在同一年内にあります。た
だいまの説明の中でも不適合事項、それから
堆肥か産廃物かなどの見解・判断について請
願者の説明がありました。

委員会としてこれまで県や市の説明を聞
き、調査研究を続けてきておりますが、必ず
しも両者は一致しておりません。また請願の
意見書案の文面についても、不確実な証言が
認められました。産廃に対する思いや請願の
趣旨は一定理解できるものであります。事実
確認のため、もう少し時間を必要とすると考
えます。

よって現時点で本請願の採択、不採択の
判断は難しい。継続審査の扱いをお願いした
いと思います。以上継続審査を求める立場の
討論といたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありません
か。

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と不採択、継続審査3つの討論がありましたので、起立により採決します。

はじめに採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

次に、趣旨採択に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次に、継続審査に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって本請願を継続審査することに決定しました。

次に陳情の審査に入ります。

新城市八名区長会 会長 白井尚夫氏から提出された「新城南部企業団地への産業廃棄物中間処理施設設置進出計画に対する他地区への移設協議について（陳情書扱い）」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

とくに発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

打桐委員。

○打桐厚史委員 本陳情書、新城南部企業団地への産業廃棄物中間処理施設設置進出計画に対する他地区への移設協議についてですが、趣旨採択の立場で討論をします。

この陳情趣旨に則りまして、近隣施設のことを思い、環境汚染等の発生防止、それからその地区の製造業、物流業を誘致する努力が継続されています。それらの趣旨、内容に対し趣旨採択の意を表します。ただし陳情項目によって、進出予定事業者の用地を新城市が取得という、現時点では非現実的な話であります。よって趣旨を採択いたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 では、本陳情に対して、新城南部企業団地へ進出業廃棄物中間処理施設設置進出計画に対する他地区への移設協議について採択の立場で討論させていただきます。

本陳情は南部企業団地がある八名地区10区の区民を代表する区長・区民の総意であります。この企業団地造成に協力していただいた、区民、中にはご家族の方になられた方もお見えになるわけですが、八名のこの企業団地に対する思い、それからさらにはこども園、小学校、中学校への通園・通学、また老人施設への通所、さらにその周辺にお住まいの区民の心情を思うと悲痛な思いであります。

すでに議会においても25年3月定例会に「愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業廃棄物処理業進出にかかる適切な対応を求める意見書」を全会一致で採択しております。愛知県知事並びに愛知県企業庁にそれを提出しております。

それから3月には3名、そして26年度定例会においては10名、13名の方の産業廃棄物に対する一般質問があり、去る12月5日の愛知県議会においても地元の県会議員から一般質問をしております。そして八名区長会としては、これに加え、愛知県議会議長あてに陳情書を提出しているところであります。

これらをふまえて愛知県と新城市が一体となって陳情項目についての協議を進めることが地元八名地区はもとより新城市全域においても重要なことだと判断いたします。

よって、新城南部企業団地への産業廃棄物中間処理施設設置進出計画に対する他地区への移設協議について、わたしは採択とさせていただきます。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

採択と趣旨採択の両論がありますので起立により採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。

次に、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時54分

再開 午後0時58分

○**滝川健司委員長** それでは休憩前に引き続き、委員会を再開し、議案の審査を行います。

次に、第211号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第211号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認め、よって、第211号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第212号議案 市道の路線認定を議

題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○**滝川健司委員長** 白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** ただいま議題となっております、第212号議案 市道の路線認定に反対の立場で討論をします。

今回の路線認定ですが、主は一部延長ということではありますが、この市道の中には現在庁舎問題で議論になっております、付け替え道路が含まれております。

これは再度検討する必要があるという立場でおりますので、今回の市道路線認定について反対といたします。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

山口委員。

○**山口洋一委員** 第212号議案についての、賛成の立場から討論させていただきます。

東新町桜淵線については市道の1級のランクづけでありまして、今回は東新町の交差点から駅の手前の踏切までの延長であるわけですが、現在、路線認定予定の沿線には多くの住宅があります。また、市道として認定しないことは、沿線住民が保有する不動産等の資産価値が下がることもあります。そして経済的に不利益になる。また認定しない場合に、この道路が法定外の公共物となるというようなことから、将来の修理等についても、地元の御負担をいただかなくてはならないというようなことが危惧されます。

そういうことから言ってもありますし、それから、既に現在完成しています新城設楽振興事務所の出張所の通り、もう桜の木が植えられているということは、この地区の新町の

まちづくりの方からも、新桜通りにするというようなお考えも、持っておみえになります。そういった意味で、今以上に有効な活用ができることが期待されることから、路線の認定について賛成をいたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第212号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立による採決をします。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。よって、第212号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって経済建設委員会を閉会といたします。

閉 会 午後 1 時02分

【再審査】

開 会 午後 5 時21分

○滝川健司委員長 ただいまから、経済建設委員会を開会します。

新城の環境を考える市民の会代表、山本拓哉氏ほか、822名から提出された愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における、堆肥化中間処理施設の操業問題について、新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理場許可に反対する意見書提出を求める請願書を議題とします。

山崎委員。

○山崎祐一委員 この際、動議を提出いたします。

平成26年請願第2号 愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における堆肥化中間処理施設の操業問題について、新城市議会として愛知県知事に産業廃棄物処理場許可に反対する意見書提出を求める請願につきましては、現時点で採択、不採択の判断をするのは難しいとの理由により、閉会中の継続審査とするよう、動議を提出いたします。

○滝川健司委員長 ただいま山崎委員から請願第2号を閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されましたので、動議は成立しました。

よって平成26年請願第2号を閉会中の継続審査とする動議を議題とし、採決いたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。よって、平成26年請願第2号は閉会中の継続審査と決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の処理は終了しました。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会とします。

閉 会 午後5時25分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司